
平成29年第5回大和町議会定例会会議録

平成29年9月6日（水曜日）

応招議員（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

出席議員（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千坂博行君 | 10番 | 今野善行君 |
| 2番 | 今野信一君 | 11番 | 藤巻博史君 |
| 3番 | 犬飼克子君 | 12番 | 平渡高志君 |
| 4番 | 馬場良勝君 | 13番 | 堀籠英雄君 |
| 5番 | 槻田雅之君 | 14番 | 高平聡雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 堀籠日出子君 |
| 7番 | 渡辺良雄君 | 16番 | 大須賀 啓君 |
| 8番 | 千坂裕春君 | 17番 | 中川久男君 |
| 9番 | 浅野俊彦君 | 18番 | 馬場久雄君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 保健福祉課長 | 千 葉 喜 一 君 |
| 副 町 長 | 浅 野 喜 高 君 | 産業振興課長 | 文 屋 隆 義 君 |
| 教 育 長 | 上 野 忠 弘 君 | 都市建設課長 | 蜂 谷 俊 一 君 |
| 代表監査委員 | 櫻 井 貴 子 君 | 上下水道課長 | 熊 谷 実 君 |
| 総 務 課 長 | 櫻 井 和 彦 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 佐 藤 三 和 子 君 |
| まちづくり 政 策 課 長 | 三 浦 伸 博 君 | 教育総務課長 | 小 川 晃 君 |
| 財 政 課 長 | 千 坂 俊 範 君 | 生涯学習課長 | 村 田 良 昭 君 |
| 税 務 課 長 | 千 葉 正 義 君 | 総 務 課 危 機 対 策 室 長 | 蜂 谷 祐 士 君 |
| 町民生活課長 | 長 谷 勝 君 | 税 務 課 徴 収 対 策 室 長 | 浅 野 義 則 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 内 海 義 春 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 塚 弘 志 君 |

事務局出席者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 後 藤 良 春 | 主 査 | 本 木 祐 二 |
| 参事兼次長 | 櫻 井 修 一 | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番渡辺良雄君及び8番千坂裕春君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、きのうに引き続き一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

それでは、本日1番目ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1件目、自衛官募集の法定受託事務の活性化を。

国は、近隣国の軍事的膨張に対応するため、平和安保法制を逐次に整備してきております。一方、少子高齢化や良好な雇用環境の中で、自衛官募集が困難な状況となり、高齢化・後継者不足など我が国の防衛に深刻な事態になりつつあります。このようなことから、本町の法定受託事務をより積極的に推進すべきではないでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問でございますが、自衛官募集の法定受託事務の活性化についてでございます。

自衛官募集事務につきましては、地方自治法に規定された法定受託事務でありまして、自衛隊法施行令により市町村が行う事務が定められております。実務としましては、自衛官募集パンフレットを窓口配置することや、広報紙での募集周知、懸垂幕を利用して募集の広報を行っております。

自衛官の入隊状況につきましては、平成25年度は自衛官候補生6名、平成26年度は自衛官候補生3名、平成27年度は一般曹候補生1名、自衛官候補生1名の計2名、平成28年度は幹部候補生1名、一般曹候補生1名、自衛官候補生3名の計5名となっております。そんな状況で、当町は比較的自衛官の職に対する理解があり、職業として選択される若者が多いように感じております。

現在、平成29年度の自衛官募集を行っているところでありまして、自衛官募集の窓口となる宮城地方協力本部大崎地域事務所と連携を図りながら推進しております。なお、この募集事務に当たっては、自衛官募集相談員2名を委嘱しておりまして、大崎地域事務所広報官、町の募集担当者と情報を共有しながら積極的に進めているものでございます。

良好な雇用環境の中で、自衛官募集が困難になる状況ではありますが、国を守るといふ崇高な職業である自衛官に多くの方が応募し、選考試験を経て自衛官に入隊できるよう配慮するものでございます。近隣国の軍事的膨張との状況があり、自衛官に求められる活動範囲が広がっております。今後もこれらに対応できるように、国防を担う自衛官の募集事務に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君) ご答弁をいただきました。前向きなご答弁をいただいたものと思っ

ております。

何点か再質問をさせていただきますが、まず1点目ですけれども、我が町は理解がありということで今町長の答弁をいただいたところですが、全国的な状況、近隣諸国の軍事的膨張、こういったものはさておきながら、それから防衛費の増額問題、こういったものは横に置きながら、人の問題に特化をしてお話しをさせていただきたいんですけれども、今日本の自衛隊、これは当然志願制でありまして徴兵制ではございませんし、そういった中で現在町長、どういう状況に置かれているかというのはご承知されていますでしょうか。自衛隊の募集の現況というか、ですね。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

全体の募集の現況ということでございますけれども、詳しく知っているわけではございませんが、お話を聞くところによりますと今結構就職関係がよろしいといえますか、一般企業ですね。そういう状況にあって、自衛官に対する、自衛隊に入隊する方の状況は苦戦しているようなお話は伺っております。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君） 町長のご認識も、全く正しいものというふうに私思います。現実的にはどういうふうになっているかという、若い隊員が足りないものですから、自衛隊は任期制隊員、これはある程度の年齢になるとやはり若者でしかできない職域ですから、若くしてある程度がたったら退職をしていただいて、技術を持って一般社会へ帰っていただく、こういったようなシステムですけれども、その隊員が足りないために退職をさせられない。ということは、高齢化していくということで、隊員の戦闘力というんですか、やはり年齢重ねてまいりますとどうしても体力落ちていきますので、そういった体力面がだんだんだんだんと心配になってくる、こういう問題が生起をしております。

そして宮城県、それから東北地方、これは現在全国の募集状況に対してプラスにしている。ところが北海道、それから関東、中国、こういったところは圧倒的に足り

ない。足りているのは九州と、それから東北地方だけだと。でも全体をカバーできていない、こういう状況に置かれているわけであります。昨今の国際情勢見ますと、自衛隊の質の低下、これは避けて通りたい。それから6年半前の東日本大震災、こういったときでも若い隊員の力が非常に大きく国難を救ったと、こういう事態もあり、そのためにはたとえこの大和町で隊員募集がうまくいっているからといって、これを看過はできない状況にあるのではないかと、こういうことが思われます。

先ほど答弁いただいたんですけれども、市町村が行う事務が定められているというご答弁を頂戴したんですけれども、地方自治法、それから自衛隊法、余りはっきりしていない。それから、まだ防衛省になる前の防衛庁人事局長名で知事に対して文書が出ているんですけれども、それらに詳しく書かれているんですが、それらのことを踏まえてのご答弁だったかどうか。つまりは、町の担当者に詳しい任務付与がなされているかどうかについて、町長のご答弁を頂戴したいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

詳しい任務状況でございますけれども、これまでずっと継続的にやってきて、募集の大崎地域のああいった方々と共同でやってきた経緯がございます。そういった継続的な中でやってきております。したがって、自衛隊からそういった詳しく「こういう任務で」というところまで、そこまでの掌握というものについて私も含めてしっかり認識しているかと言われたときには、「全て掌握しております」と言える段階ではないように思っております。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君） 担当者の方に詳しい任務付与はなされていないということをお聞きをいたしました。

もう一つお伺いをしたいのは、募集事務計画というのが作成をされているのかどうか。この点をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
町としてといいますか、大和町としての募集計画といいますか、そういったものは
つくっておりません。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君） 人事局長通達の中を見たりしますと、「市町村の募集事務計画に従
って」というような文言も入っていました。この通達が防衛省に昇格してから生きて
いるのかどうか、私もネットで把握をした範囲ですので、新たな文書が出ているのか
どうか確認はしていないんですけれども、そういったものによりますと「市町村は募
集計画を作成するんだ」というふうなことが書かれておりましたので、こういったも
のがあったほうが望ましいのかなというふうに思うんですけれども、そういうのがな
いというのはちょっと残念な気がいたします。

それからもう一つは、この通達の中で書かれているんですけれども、「町の担当の
研修」という言葉が入っているんですが、地方連絡所ですか、ここいらと密接な連携
をされているということだったんですけれども、担当者を研修に参加させて隊員募集、
そういったことに関する知識を向上させているのかどうか、この辺をひとつ伺いい
たします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
研修等、やっているということでございますが、詳しくは担当課の課長から説明さ
せます。

議 長 （馬場久雄君）
町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

渡辺議員さんの質問にお答えしたいと思います。

募集事務の研修ですが、まずは年度当初に宮城県主催の募集担当の事務研修があります。その中で担当としての役割、あとは年間の行事、こういう形での計画で募集事務をしますというふうなことでございます。それからもう一つ、大崎事務所管内の研修なんですけど、これにつきましては県の協力事務所の本部長が来まして、その状況についての研修ということで毎年実施しております。これにつきましては、年度末近くということで実施をしております。

以上になります。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

- 7 番 （渡辺良雄君） 今研修に参加されているということで、一安心をいたしました。やはり、防衛省側との連携をしながらこういったものは進めていかなければならないというふうに思いますので、そういったところに顔を出されているということで一安心をしたところでございます。

もう一つお伺いをいたしますが、防衛省に対して住基情報を提供されているかどうか、ここを確認させていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましても、担当からお話しさせます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

ご質問にお答えしたいと思います。

住基情報につきましては、一応情報提供というのも市町村の義務になっておりまして、いろいろな形はあるんですが一応情報の提供はしております。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君） 住基情報の提供については、二、三年前ですかね、安倍総理が政府で答弁をされているというところでの、提供するというところでの答弁があったようですけれども、なされているということで。募集情報が上がるということが、やはり募集に一番大変なところでありまして、何もなしの中では募集が達成し得ない、そういった中で町が提供なり協力をしてやっているということで、非常に安心して今お伺いをいたしました。

もう1点は、先ほど町長答弁の中で懸垂幕、それから広報紙での募集と。今も、昨日でしょうか、月曜日でしたか、のぼりを職員の方が庁舎脇に上げられていますね。あれは国から来たものかと思うんですけれども、作業をされているのぼりがあそこにあって非常にいいなという目で眺めさせていただいたんですけれども。それから、過去の広報紙見てみますと、自衛官募集の広報というか募集情報ですね、これが時々に掲載をされているというところで、非常に結構だなというふうに思うんですけれども、もう一つ若者の一番目に触れやすいのはこの庁舎脇、あるいは広報紙よりももう一つはやっぱり大和町のホームページじゃないかと思うんですね。

大和町のホームページには、この自衛官募集の一切が入っていない。近隣のところでは、石巻市のホームページなんかを見ますと非常に詳しく自衛官募集の専門のコーナーがあって、そこを見れば若者が「今こういう募集をしていて、これくらいだ」ということで、そのページを見ればある程度説明を受けなくても募集要綱がきちんと出ていますので、それらがわかるということなんですけれども。我が町には残念ながらないんですが、町長この辺はホームページ考えてみるような気はありませんか。お伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ホームページから広報とかいっているケース、流れがあったりするんですが、ホームページでやるということは、これいいことといたしますかね。いろいろ情報の提供としてよろしいことだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

何か今質問重ねているんですけども、全部前にとんとんとんとん行くので、終わってしまいそうですね、質問が。

最後にお伺いをしたいんですけども、ご答弁の中で募集担当者、自衛官募集相談員2名というふうにあったんですけども、2名の方頑張っているというふうに思うんですね。その2名に定めた経緯、あるいはふやせないかどうか。2名をさらに1名とか、さらにもう1名とか、このような今募集難ということ考えた場合に、現状のまま何もなくてこのまま一生懸命やっていくんだというよりは、一つでも二つでも今ご答弁いただいたようにホームページにアップしたり、それから募集相談員を1名ふやしたり、こういったのが具体的に上がってこようかと思うんですが、募集相談員については町長が地区本部長と相談しながら委嘱をするという、自衛隊法97条に定められたそういったことになっておろうかと、29条だったですか、なっているかと思うんですけども、これについて町長どのようにお考えかお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

募集相談員といいますか、今2名でございます。お話のとおり、地区本部長と私の連盟で委嘱をさせていただいております。現在はお二人、男性・女性お一人ずつでございます。自衛官のご父兄の方ということでお願いしております。人数につきまして、その辺につきましてちょっと今ふやせるものか、ふやせないものか、原因があるものか、そういったものについてちょっと今認識していないものですから、その辺につきましては協力本部ですか、そちらのほうともいろいろご相談させてもらいたいというふうに思っております。

できるだけ多くの方という考え方もあるでしょうし、地域に何人とかというのもあるかもしれませんが、ちょっとあとはいろいろ状況をよく判断し、その辺も確認をしながら考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）
最初に質問させていただいた事項で、一つだけ回答いただき忘れたというのが、募集の担当者の方ですね。この担当者の方に特に任務付与はないということだったんですけれども、やはりここに任務付与があるかないかによって、私は大きく変わるんじゃないかと思うんですけれども、この辺の担当者に対する明確な任務付与について、町長考える気はございませんか。そこを、一つだけお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
先ほど申しましたとおり、担当者といいますか担当課長なんかで、担当課長が中心になってやるんですけれども、仕事の引き継ぎはきちっとやっているということは誤解なさないでください。その辺はきちっとやっているということでございますが、それにプラスしての役割に対しての考え方といいますか、そういったものを言っているのだというふうに思っています。それについては今あれなので、その辺についての付与という形のものについてどういったことをどういうふうにやればいいのか、そういったことにつきましても確認をとりながら、きちっと仕事を自覚してもらった中で仕事をやってもらうということが大切だと思っておりますので、やってもらいたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

法定受託事務についての質問を終わります。

続いて、2問目の道路への立ち枯れ倒木を防げについて質問をいたします。

道路への立ち枯れ倒木を防げ。

最近の緑地などは、松くい虫、天候不順、酸性雨などの影響により樹木の立ち枯れが目立ちます。もみじヶ丘に隣接した生活道路に立ち枯れ倒木が発生し、あわや惨事となる危険性がありました。そのほかにも、道路への倒木が発生をしております。松くい虫による立ち枯れは、伐採等の処理に時間と経費を要し、民有林は依頼することに時間を要すると思われまます。町内を安全点検して、道路への立ち枯れ倒木を未然に防ぐことが必要ではないでしょうか。

ご答弁をいただきたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、町内を安全点検して、道路への立ち枯れ倒木を未然に防ぐことが必要ではないかというご質問でございますが、町道沿線にある立ち木につきましては、立ち木が車道や歩道に影響を及ぼす際の要因は土壌や病虫害の影響等により樹木の立ち枯れが発生し、台風等の強風によって倒木する場合や、降雪による枝葉の着雪等によりまして道路への倒れ込み等が考えられます。町道につきましては、年間を通じ道路パトロールの中で監視や対応等を行っているところでございます。

ご質問の道路に隣接する私有地などの樹木につきましては、その所有者の管理となっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。なお、道路パトロールの際や、住民の皆様からの情報によって歩行者や車両の通行に支障となった場合等、緊急を要する際には所有者と連絡をとり、現状を説明した上で伐採等の了解を得た後に、その処理を行っているところでございます。

町といたしましては、今後とも町道のパトロールに重点を置きながら、道路の通行の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

先般、二つの立ち枯れ倒木が発生をしまして、都市建設課長に通報させていただいて、都市建設課長のほうですぐに動いて処理をしていただきました。これは、極めて私危険だったと思うのは、二つとも早朝まだ人が行動していない時間帯に倒木が発生していたと。これは人が行動する時間帯に発生をし、その樹木の下に人が歩いていたり車が通行していた場合は、恐らく人の場合は大惨事になったんじゃないか。車でも、車がかなりへこんだりなんかしたり、被害を受けたものと思われます。

そういった倒木が発生したわけですけれども、町長は担当課から報告を受けられたかどうか。それから、もし受けられたとすれば、発生後どれぐらい経過してから報告をお受けになったのか、まずお尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

私が聞いているのは、その案件と一緒になのかどうかわかりませんが、時期ちょっとあれですね。住民の方からそういった通報があって、処分をした。あるいはその前のやつは、覆いかぶさっているので危険なのだというそういう情報があって、それを刈ったという情報、そういうのでは聞いておりますが、それが渡辺議員さんおっしゃっているのと一緒なのかどうか、それはちょっと申しわけありません。そういった情報といたしますか、そういったものにつきましては聞いておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

町長と私の中でそごがあってはなりませんので、場所について2件についてご説明をいたします。1件目は、もみじヶ丘1丁目のさらに南側のこんもりした山の部分ですね。大和町の町所有と、それから民有地と富谷市の緑地、ここから松くい虫かどうかはわからないんですが枯れ松、これが長雨によって腐食というんですか、ぼろぼろになっていたところに雨がしみ込んで、重くなって耐えきれずに倒木したものだと思わ

れますね。崖に立っているものですから、崖から落ちてきてドドーンと落ちている、道路に。あの下に人がいた場合は、かなりの惨事が予見される、こういったような事件でした。その緑地周辺には、まだほかにもたくさんの枯れ松がある。枯れ松については、これが松くい虫の場合はちょっと処理に、切って、置いて、封をしてとか、いろいろな処置があるために時間とお金がかかるということで、対応のおくれというような話も少し伺いました。そうじゃない場合は、ただ切って処分すればいいということだったんですけれども、そういったことが一つあったと。

それからもう1点は、昨年和風園の脇の大和町緑地の部分の松を全部、これは前都市建設課長のときに伐採をして、処理をした。そこが緑地になっているものですからその奥に民有林、これはバイタルネット所有の民有林というふうにお聞きしていますけれどもその立ち枯れ松が、大和町の土地の部分は伐採をしてグラスエリアになっているものですから、倒れた枯れ松があの下道路まで滑って飛び込んできたという状況なんですね。そこを通り掛かった住民、通れないものですから、その枯れ松をどけてですけれども、かなりの勢いであれ滑ってきているんですね、ドドーンと。

こういう事態が2件立て続けに発生をしたわけなんですけれども、これで町長と場所について、事件についての共有はできたと思うんですけれども、先ほどご答弁いただいた中で「パトロールやっているんだ」というようなお話を頂戴したんですが、結果的にこういう事件が発生すると、本当にパトロールしていたのかという疑念が湧いてくるわけです。万が一これ人身事故になった場合は、マスコミ等も動くでしょうし、町の責任、これかなりやっかいなものになるというふうを考えられます。

こういったことを考えたときに、これは慎重に対応しなければならないんじゃないかということなんですけれども。その辺のご見解、町長にお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

場所につきましては、1件目のもみじヶ丘1丁目の南側は松くい虫の関係、それからバイタルさんのところについてはその前に富谷の地区の方からバイタルさんの木が出ていていつも滑るんですけども、バイタルさんとお話しをし、その向かい側が町の土地であったということで刈ったということで、あの場所だなというふうに思っております。

それでその倒木ですが、パトロールをしているのだけれどもそういったことが起きているということ、これについては非常に危険だという、そのとおりだというふうに思っています。パトロールで全てが処理できているものではないということだというふうに思っています。これは、パトロールの強化といいますか、そういったこと、あるいは住民の皆さんからの情報の提供、それに対する速やかな対応ということで対応していくことがまず大事ではないかというふうに思っています。

これまでもやっているところでございますが、2件続けてそういうことがあったということでございますから、パトロールについてさらに慎重にパトロールをしながら対処してまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今ここで私が一般質問させていただいた理由は、課長にお話しをして済む問題であれば、ここで一般質問は取り上げないというところなんですけれども、やはりこれは全町的に考えた場合に、町道ですとかそれから生活道路に関連するところで、やはり今この松くい虫被害というのがこの町にも相当及んできているんですね。それで、松に限らず枯れ木というのは結構あるんじゃないかと思えます。これは1回点検の強化をしていただいて、これは予算がつかないとできないことでもあると思うんですね。ですので、この辺を町長のほうで重点的にちょっと、緊急点検とされるかどうかは別としましても、事故が起きてからでは遅い。立て続けに2件あったものですから、心配をするわけです。

事故が起こってから「何で2件の教訓を生かせなかったんだ」、こういうことにつながってしまわないように、今早急に手を打っていただきたい。これから冬になって枝が積もってということもありましょうし、強風が吹くことも季節風が吹くこともありましょうから、ぜひとも早い段階でこの2件の事例があったのを生かせなかったということにならないように、早急をお願いをしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在もパトロールをやっているところでございます。時期的な問題とかいろいろあると思いますけれども、再度まずパトロールさせて、現状を確認させていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

次に、9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、通告に従いまして3件、6要旨お伺いをしたいと思います。

まず、1件目であります。中期財政計画に加え、中期実施計画も公開してはという案件でございます。

これまでの自治体改革といえば、市長の活躍に依存することが多かったのではないのでしょうか。大阪市等を含め、そう思われます。ですが、今後というところで考えますと、これに加え情報公開のやり方が今後の自治体改革の成否を決するという学者もおられます。情報公開の今後のさらなる拡充について、町長のご所見をお伺いいたします。

1つ、情報公開には3つの段階があると言われております。第1段階は、住民からの請求を受けて情報を開示する古典的なもの。第2段階としては、個別具体的な事務事業について、普段から積極的に住民向けに情報公開をする。さらに第3段階としては、住民だけではなく金融機関など幅広いステークホルダーに向けて、財務状況はもとより将来ビジョンを発信するという3つの段階がと言われております。その中で、現状本町はどの段階にあるとお考えであるのか、まずお伺いをしたいと思います。

次に、現状の段階を踏まえ、今後どのような段階まで情報公開を進めていかれるお考えであるのかを、お聞かせいただきたいと思っております。

3つ目、中期財政計画、これに関しては毎年開示をいただいております。それに加え、水道事業に関して言えば、同様に個別具体的な経営計画といってもいいですね、中期の実施計画も公開しております。これと同様に、一般会計の案件に対しても実施計画を公開してはいかがかということで、お伺いをさせていただきます。

議長 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、初めに情報公開の現状についてでございます。町の情報公開条例は、平成11年に施行されておまして、ことし6月の最終改正を経て今回に至っております。直近の情報公開請求件数は、平成25年度に1件、平成26年度に6件、平成27年度に3件、平成28年度5件と推移しております。

さて、ご質問の1要旨目ですけれども、第1段階の住民からの請求を受けての情報開示につきましては、今申し上げましたとおり条例に基づき対応しているところでございます。

第2段階の普段から積極的に住民向けに情報公開ということでございますが、これにつきましてはさまざまな事業計画などの策定段階ではパブリックコメントの募集や、策定委員会への住民公募、ホームページと広報紙における財務状況、健全化判断比率及び資金不足比率などの公表など、公開可能な情報については行われていると考えております。

第3段階の幅広いステークホルダー、利害関係者に向けての財務状況と将来ビジョンを発信するであります。財務状況等につきましては第2段階の中でのご説明のとおりでございます。将来ビジョンにつきましては、町の総合計画、公共施設等総合管理計画などを公表しているところでございます。

このような現状からすれば、どの段階にあるかのご質問でございますけれども、第3段階に近いと考えますが、公開可能な全ての情報がその状態にあるとは言いがたい部分もございますので、第2段階以上ではありますが、完全な第3段階とは言えない状況にあるというふうに推測するものでございます。

次に2要旨目、今後どのような段階まで情報公開を進めるかでございますけれども、基本的には情報公開条例の対象となる情報につきましては、基準により進めてまいります。また、その他の情報につきましては可能な限り情報公開を行い、幅広い方々の

意見等を施策に取り込んでいくことが大事であると、このように考えております。

また、総務省ではオープンデータへの取り組みを推進しております。これは、平成28年12月に施行された官民データ活用推進基本法に基づくもので、公共データの活用推進、すなわちオープンデータの推進により行政の透明性・信頼性の向上、国民参加、官民協同の推進、経済の活性化、行政の効率化が三位一体で進むことが期待されているものでございます。

オープンデータをより簡潔に申せば、行政が保有する情報を特定のアプリケーションに依存せずにデータを認識可能にできる形式で、2次利用可能な利用ルールを明示して公開されるデータのことでございます。オープンデータを提供している団体数は、ことし5月現在で305団体となっております。県内でも宮城県・仙台市・石巻市・登米市で取り組みを行っております。このオープンデータでの情報公開を進めることが、次の段階であると考えておまして、実施に当たって課題等の洗い出しなど研究を進めていきたいと考えております。

最後に、中期財政計画に加え、水道事業と同様に中期経営実施計画も公開してはに
関するご質問でございました。中期財政計画につきましては、当初予算編成方針の策定にあわせて当該年度まで3カ年度の決算額、及び決算見込額に加えて、編成年度以降3カ年度分を推計した地域財政見通しを作成しているもので、常任委員会の際にもご報告いたしているところでございます。

ご質問の中期経営実施計画については、公共施設等の長寿命化計画、個別施設計画を意図されたものとして回答させていただきたいと思っております。

公共施設等総合管理計画につきましては、議会の皆様にご説明をいただきながら本年4月までに策定を終え、県に報告後ホームページ上でも公開いたしておるところで
ございます。この計画は、インフラを含めました公共施設の管理方針等を示すもので、今後策定する個別施設ごとの管理方針を定める長寿命化計画、個別施設計画の基礎となるものでございます。既に、国におきましては施設の類型ごとに計画策定のためのマニュアルやガイドラインを示しておまして、類型によりましては策定期限が定められておるものもありますことから、遅滞のないように策定に取りかかってまいりたいと考えております。

また、計画の公表につきましても、マニュアル・ガイドラインにおいても求められているところ
でございますので、公表してまいります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

ただいまご答弁を伺いました。おおむね第1段階というところの、市民からの請求を受けての情報公開というところに関しては、私も対応できているのではないかなというふうな思いでおります。ただ、第2段階・第3段階というところでのお話でいくと、もちろんお話としては「完璧ではないけれども」というお話でありましたが、積極的に取り組まれているという内容で、私もそこは認識を同じにしておりますけれども、今後というところで「可能な限り」「公開可能な情報を可能な限り」というところがやっぱり重要なところで、何をどこまで開示していくのかというところが今後大事になってくるのではないのかなというふうな中で、個別の事務事業、これを情報公開していくということに関して、どのような効果があるかというふうなところで町長まずお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

個別の事業を公開するといいますか、「今こうやっています」「こうやっていきます」ということで、町の方向性がまず見えてくるというふうに思っておりますし、また個別となりますと細部、地区別とか例えばそういった地域のものがまた具体的にわかるとか、そういった形で町のやっていること、あるいは地域が望んでいることについて、より細やかに住民の方々が町のやろうとしていること、やることについて知っていただくといいますか、そういうことになるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

そうですね。個別の具体的な事項を公開するということは、住民の方にどんなことを将来的に町がやろうとしているのかを具体的に知っていただく内容であるという部

分は、私も同意見であります。効果としていろいろ考えられる部分が、やっぱり住民の方に行政に本当の意味で参画していただくという意識を持っていただくという意味と、あとはよく言われますのが既得権益を打破するであるとか、抵抗勢力を牽制するとかというような効果もあるやに言われております。

そういった意味で、可能な限り情報公開を進められるということでお考えになられている中、ひとつ次に確認をさせていただきたいのが、当初の予算編成の際には過去3年・先3年の中期の財政計画をつくられる上で、もちろんその上では個別の事業の積み重ねがあつて、もちろん財政計画がつくられるかと思うんですけども、今現状法定受託義務であるとか、継続して本当にやらなきゃいけない部分は一部実施計画ということで開示をいただいているものがありますけれども、実際にはそうではなくて突発的な例えばインフラの整備であるとか、そういった部分に関してもある程度の積み上げがある中予算、中期の財政計画をつくられているのではないのかなと思いますけれども、そういったインフラの整備計画等も含めどのようなお考えであるのかを、今後は開示をしていく必要があるのではないのかなと。それがまた、透明な行政につながるのではないのかなという思いがありますけれども、どのように町長お考えでありますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりというのは、総合計画の中で基本的に進めていっているわけでございます。そして、その中でも計画を立てて3年ごとの見直しをしながら、それを皆さんに示しながらやっているということでございますので、そういった意味では通常の事務事業プラス一定の期間の町の進め方といいますか、そういったものもオープンにはなっているというふうに思っております。どの部分までといいますとどのレベルというか、大きさ・小ささではないんですが、例えば金額の問題でそういったものを全て行っているものではもちろん今はないのですが、そういった大きな流れ、大きなといいますか本体中、その辺の流れについては今も開示になっていると。

議員おっしゃるのは全て、例えば道路のどこまでというような形のものまでを含まれておっしゃられているとすれば、そこまでは今はまだなっていない状況にあるわけです。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

今のご答弁の中で私も思っていた部分、もちろん来年度の大型事業がどういう形でインフラ整備等進むのかなど。我々議会サイドも感じる部分としては、やはり前年度に調査費がついて、または設計費がついて、イコールその次の年には実施計画に移るんであるというふうな捉え方をどうしてもせざるを得ない状況でございます。

言ってみれば、変な言い方をすればなかなか見えない中で、例えば「あの議員がお話をしたから」とか、「あの区長さんがお話をしたから」とか、変な勘繰りをされな可能性もあるのかなと思う中、もちろん提示をしたことによって住民の方から「こっちが先なんじゃないの」「あっちが先なんじゃないの」って、さまざまな意見が出てくるのが、住民の方に本当の意味での行政に参画していただくという意識づけにもなり、その中で「こっちが先じゃないか」「あっちが先じゃない」という中身の議論ができるような環境をつくるのが、ある意味本当に透明性の高い行政ではないのかなという部分と、どうしても第4次総合計画等総花的な個別具体的な開示ではまだない状況もあって、そういった開示も必要なのではないのかなという思いでございました。

そういう中にはありますけれども、ほかにそういう自治体がないのかなというのもずっと疑問に思って調べておりました中、石川県の白山市という市がございます。金沢市の隣の町になりますけれども、平成の大合併で1市2町5村が合併されて白山市ということに、市制に移行された町であります。

こちらの町に関しては、中期の財政計画をもちろん立てられる上で、各担当課・部の皆さんが個別に今後5年どんな事業をやりたいんだというのを、各課長さん・部長さんレベルで精査をされたものを、副市長さん、町長さんの査定を受けながら、最終的に予算化されるわけですがけれども、個別具体的に「この道路の何線直したいんだ」、また「この施設のここを何年後に直したいんだ」というのを提示されております。予算規模がわからない案件に関しては、金額と時期も明確にしない中載せられて、住民の方に一般公開をされております。これを、毎年5年先をローリングして、大まかな総合計画等にももちろん基づく中の計画ではあると思うんですけれども、これを毎年ローリングさせて、もちろん議会に開示をすると同様に住民の皆さん、または我々もインターネットから取れる状況にありますので、そういった形で透明性を図っていらっ

しやる自治体さんもございます。

そういった意味で、研究していく余地はあるのではないのかな。それがまた、住民の皆さんに行政に参画いただく一つの契機になるのではないのかなというふうに私的には考えますけれども、町長はどのようにお考えになられますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろそういったところがあるということでございますが、そういった実績があってやられているのだと思います。これまで何年やってこられたのかわかりませんが、その見直しとかそういったものがどういうふうに進んで、どれだけ効果があったのかというそういったこともちょっと知りたいなというふうに思います。

全てを公開してやるということ、非常に透明性という部分ではそうなんだろうけれども、全てを住民の皆さんと意見をやっていくということが実際可能なのか。どのレベルまだといいますかね、価値とか何かではなくて1年間で町はやらなければならぬことがあって、そのほかに中長期のことがあって、その間に突発的というか災害とかそういったこともある中でございますので、住民の方々のご意見を伺ってやるということは大変大事なことだと思いますけれども、どのレベルといいますかね、そこまで入ってもらえるのかなというふうにちょっと今お話を聞いたときに単純にちょっと思っていました。

そういうことで、我々大和町につきましても中長期の計画はもちろんあった中で、議会にもお示しをし、あと3カ年のローリングで進めている現状がございますので、これで「もうよし」というわけではございませんけれども、全くやっていないわけではないということ、住民の参加についてはパブリックコメントをもらうとか、いろいろさっきもお話ししましたけれどもそういった中でもございますし、やっているということ。より細やかにということについては、求められるところと、可能なところという言い方をするとどこまでだという話、先ほど来のお話にまたなってしまうので、違うほうにいつてしまうのですけれども、その辺のレベルといいますかはいろいろ難しいところがあるんだろうなというふうに思いがございます。

住民だけでなく金融機関などの幅広いステークホルダーというお話なんですけれども、住民に開示するということは全てそれがそういった方々にも開示されるという、

イコールということになると思いますし、情報については住民の方にこっちでそういったステークホルダーさんというんですか、そういった方にはこっちの情報ということではなくて、やるとすれば同じ情報の提供になるというふうに思っていますので、情報の提供についてはそういう形で積極的にやっていくことが大事だというふうに思っていますが、どのランク、ランクというともた語弊あるかもしれませんが、ゼロから100までというわけにはいかないところがあると思いますね。その辺の考え方といいますか、求めるものと求められるものとのその辺の詰めといいますか、そういったところが大事なんではないかというふうに思います。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

石川県の白山市を例にお話をさせていただいたわけでありますけれども、私も実際に伺って直接お話を聞いてみたいなとも思いましたが、なかなかちょっと時間的に難しいということもありまして、企画課のほうに電話をさせていただいて、いろいろお話をお伺いしたところであります。「具体的にどのぐらいやられているんですか」というお話を伺った中で、白山市誕生以来でありますので、平成17年からもう既に10年以上やられているというお話で伺っております。

さらに、合併する前の1市の段階から大分長くやられていたのも現状のようでありまして、突発的な災害等で順序が狂う話も私も伺いました。やっぱり、そういった現象はあると。ただ、それに対して実際に状況の説明をすれば、住民の方から「いやいや、ことしどうしてもやるって言ったじゃないか」というような意見は、特段ないようなお話でありまして、じゃあ住民の意見を全て聞けるのかといたら、確かに住民の皆さんの意見全ては聞けない中で、総花的なビジョンの提示をしながら具体的な検討の材料という意味では、「こういう年度に何年にかけてやるんだ」というような、やっぱりあることはさまざま関心を持っていただくお話であって、特に市長さんの懇談会等はかなり定例的に、こういったものも「ねた」になっているのか、参加をされる方も多いやにお伺いをいたしました。

そういった意味で、全課なんですよ。ほら、あくまで本当に全課であります。あと、職員の方が特に持っていた部分が、課長さんなり担当される方が本当に今後何を、5年先・10年先に何をやっていかなきゃないんだということを本当に真剣に考えられ

て、もちろん考えられた内容がイコール計画の中に入れ込まれるわけでありませんが、もちろんそれを副市長さん、市長さんの思い、ビジョンと合う、合わない、または金額査定が甘くなりもちろん叱られるケースはあるというふうにはおっしゃっていましたが、各担当者の方が真剣に、本当に真剣に何を今やらなきゃいけないのかと考えられる状況もあるやに私は伺いました。ぜひ検討して、どういった実施をされているのかという部分を執行部サイドとしても検討をしていただくに値するものではないのかなという思いでございましたけれども、まずはインターネットから紙簡単に取れますので、実施計画というものが全てのものが載っています。まずその内容も確認した上で、情報公開をどう進めていくのかという部分の再検討をいただきたいと思いますけれども、検討の余地があるかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
情報公開につきましては町でもやっておりますが、今もさっきも言いましたいろいろオープンデータとか、それから個別の計画とか、そういったことも公開するという今検討しております。さっきの白山市につきましても、参考にさせてもらいながら、どういったことがいいのかといいますか、どこまでできるのか、そういったことをいろいろ検討させてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
それでは、ご答弁いただいた中の3要旨目のところの「今後どの方向に」というところで、あえて先進的なオープンデータへの取り組みに関してのご回答をいただきました。そういう意味で、この件に関しても確認をさせていただきたいと思います。
先ほど事例に挙げた白山市は、もちろんオープンデータには参加をされております。宮城県内というところでは、比較的他県と比較するとまだ遅く、答弁にありましたとおり宮城県・仙台市・石巻市・登米市で、行政団体として4団体が現状進められている中にございます。そういう意味で、ぜひ町内で宮城県内で一番最初にやられるぐ

らしいの意気込みで、調査のほうも進めてはいかがかなと。研究を進めてまいる、洗い出しもされるというお話でありましたので、町内一というのをもたまにはいいんではないのかなと思います、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
一番が一番いいということなのかもしれませんが、このデータ私もよくわかんないんです、実際はですね。何でこういうのが必要なのかという、聞くところいろいろ面倒なところもあるようです。でも、やっているところもありますので、今取り組んでいるところがございますので、一番という目標は目標といたしまして、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)
そうですね、一番が必ずしも本当にいいのかという部分は、確かに慎重にお願いしたいと思いますが、ただ思うのは、話題にはなりますので、さまざま町のPRというところで前向きな方向で紙面にご登場いただけるように、いろいろご検討を期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
浅野議員、ここで暫時休憩に入ります。
暫時休憩します。
休憩の時間は10分間といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時14分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、2件目の質問に入らせていただきたいと思います。

町道宮床山田線の舗装改良を急ぐべきでは。

本線は、平成5年3月31日に県道から町道認定され、国道4号線と国道457号線を東西に結ぶ重要な幹線であります。大型車両の通行が多いためか、舗装の傷みも激しく、二輪車の転倒事故も発生をしております。昨年隣接する富谷市道分の舗装改良工事が完了したこともあり、本町の対応がより問われる状況にあるのではないのでしょうか。

舗装改良工事を急ぐべきではないのかと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、町道宮床山田線の舗装改良についてでございました。

この路線は、宮城県が県道大和宮城線としまして整備供用し、その後の県道再編に伴いまして町道へ認定したものでございます。路線延長につきましては1,048.7メートル、車道幅員が6メートル、片側2.5メートルの歩道を有しておりまして、路肩等を含めて全幅で10.8メートルでございます。

舗装の整備状況につきましては、平成15年・16年度におきましてわだち等がひどいことなどから、国道457号交差点から延長約211メートルを町の単独事業によって整備し、その後富谷市までの延長約837メートルにつきましては、平成17年・18年度で防衛省の補助事業によりまして工事を実施して、整備してきたところでございます。

現在、本路線の起点部であります国道457号線交差点部におきまして、仙台テクノポリス構想の母都市であります仙台市と開発区と位置づけられております大和町仙台北部中核工業団地を結びます県道大衡仙台道路改良工事を、宮城県によって行っているところでございます。

今回の工事区間、宮床工区でございますが、宮床中野向原地区をバイパス的に通る道路でございます。平成30年度の完成供用予定となっておりますので、この新たな県道開通に伴う通行車両の状況等を踏まえ、抜本的な舗装改良を検討してまいりたいと考えているものでございます。なお、その間につきましてはパトロールを強化するなど、維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

この道路を今回一例として挙げさせていただいたわけでありますけれども、舗装点検に関しては国土交通省の道路局のほうで要領を定めております。この道路を例にして確認をしたかったのは、まずは道路の分類ということで道路管理者において判断するものということではありますが、交通量と通る車両によってAからDまでのランク決めがあり、それに伴って何年に1回検査しなきゃいけないのか、または定めなきゃいけないのかという部分が、決めなさいということで道路局から示されているものがございます。そういった意味で、まずはこれどの分類に入る道路であったのかをお聞かせいただきたい。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の状況につきましては、担当課長から説明いたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

今現在、町のほうで舗装の関係の国交省からの点検関係ですけれども、町としては

まだ行ってございません。町として今重点的にやっているのは、道路の中でも金額がかなりかかるんですけれども、橋の長寿命化がございまして、そちらを重点に点検をさせていただいています。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そうですね。舗装の点検要領に関してはまだ、国交省のほうからもちろん出ている要領に対しては認識はされていると思いますが、まだ実施はされていないというお話で、ちょっと驚いた部分と、今後はもちろんやられるんだろうなというところで確認を、その点今後準備をされる予定であるのかをあわせてお聞かせをいただきたいと思っておりますのと、ざっくり大分類・小分類等で交通の車両の種類であるとか量によって基準が定められておまして、特に大型車両が多い道路に関しては使用目標年数を定めて、その年数を満たすためにどういう状況なのかというのを、5年に1回以上検査をなさいますとかということで定められている内容でありまして。

検査項目という意味でいきますと、ひび割れであるとか、あとはわだちの掘れ等が1つの基準になっておって、私もこの基準に関して今回質問させていただいた道路を見ると、わだちの要領というところでは一番ひどいものが4センチメートル以上というのがひどい内容になっておりますけれども、ひび割れ以上にわだちの大きさ、これが非常に著しく、これに伴って私も大和署のほうにちょっと問い合わせをしましたが、事故の報告はどうもなかったようではありますけれども、原動機付自転車ですね、原付バイク、あれで通学をされていた高校生が前輪とられて転ばれたなんていう転倒事故もあったやに保護者の方からお話をいただいております。

そういう意味で、黒字決算ももちろん大事ではありますが、町民の方の人命にかかわる部分であり、特にあそこの道路でいくとアライオートさんがあって、夜間のオークションにかける道路の搬送がものすごい状況なんですね。朝方2時、3時に通られて、積載されている車はまだいいんですけれども、特に空の車が歩かれると、車を登載するための登載車の鉄板がバタバタバタバタいいながら、私の自宅はまだ幾らか離れているからいいわけでありましてけれども、あそこにある3軒の方のお話をお伺いすると、特に夜中目が覚めるんだと、バタバタバタバタって寝てもいられないという

ようなお話もある中で、一体何やっているんだというお話で私もちょっとお叱りをいただいたわけでありませけれども。

そういった意味で、点検はされているというお話でありましたが、そのわだちの状況であるとかそういったところまで見られておった状況なのかどうか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の状況ということでございますので、担当課長のほうから説明いたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

では、お答えさせていただきます。

町のほうとしてはパトロールしながら、どうしても亀裂関係入って個々に一個一個外れると穴があくということで、そういうことで今現在は穴埋めをしております。わだちも多少ひどくなってきているなという感じでございます。平成15年、16年だったと思うんですけども、単独事業で進めたころのわだちからすると、私の感覚だけなんですけれども、あのころのほうがもっとひどかったやに感じてございます。まだ、今はもう少しかなと思ってございます。ただ、近くの方から「音がする」という話はいただいておりますので、パトロールしながら今後も進めたいなと考えてございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

感覚的なところでの話ではやはり困る話で、そういった意味で私としても国交省が定める舗装点検要領、これに従ってデータなりの保管も義務づけられる話であり、経年変化を見ながらという意味で、データを残しておく必要もあるであろうというふう

な思いもあります。担当課長のご発言にクレームをつけるつもりはありませんけれども、お話が課長からもあったとおりやはり近助の方「夜も寝てられないんだ」というのが正直なお話でもあり、道路を直すか、それとも公共物が影響している話であるから、じゃあ防音工事というのもあり得る話かも知れませんが、いかんせん一番の問題な部分は道路であり、あの道路に限らずだと思えるんですけども、あと今後町道の点検をしていくという中で、現有の技術職の方の職員数ではなかなか回りきれない部分も出ているやに見受けております。

そういった意味で、今スマートフォンを使って「道路の傷み具合を計測しましょう」というアプリも出ておったりはしております。現有の職員で「いや、回れるんです」「検査もできるんです」という話であれば別でありますけれども、そういったアプリの有効性というのも今後検証していく必要があるのではないのか、データで残す、数字で残すという意味でですね。そういった研究をちょっとされていた経緯があるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そのアプリの件につきましても、担当課長のほうから説明いたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

お答えさせていただきます。

私としては、アプリについてはちょっと聞いてはいません。ただ、現在そういうものを使って県の建設センターのほうではタブレットとかそういうものを使いながら、橋の点検とかそういうこともできるようにということで、今やっております。

舗装については、町としてはまだやっていない現状で、そういう方法があれば町としても今後検討していきたいなと考えてございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

アプリのお話でありましたけれども、本当に簡単で、アプリには水平・垂直とジャイロがついています。そのジャイロの機能を使って、わだちがどの範囲でどのくらいであると、車でただ走るだけらしいんですよね。そういった方法もあって、気になっている部分はやはり何といても道路等の路盤の悪化に伴って事故を誘発させ、貴重な生命または財産を、車なりをやっぱり奪うという部分が一番のところであろうなと思います。

そういった意味で、指摘をさせていただいた道路に関しては、新たな県道開通に伴う通行車両の状況を踏まえて、抜本的な舗装改良を検討してまいらる様をご回答でありましたので、ぜひ早急な実現を望むところであります。引き続き当面の穴があいたりという部分でのパトロールのほうは継続を望みます。ここに限らず、早期に国交省の道路局が求める舗装点検要領に従った点検も望んで、次の質問に入らせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。登山口へトイレ設置の検討状況はということで、七ツ森は本町にしかない唯一無二の観光資源であります。信楽寺門前や笹倉山笹倉山駐車場には多くの登山客が訪れております。その多くの方からトイレと手洗い場設置の声が多いことは、平成25年6月定例会でも議論させていただいておりますが、いまだ実現を見ない状況でございます。1つ、平成25年6月定例会では、「既存施設の環境整備とあわせ、研究する」とのご回答でありましたが、その後の研究状況についてお伺いをしたいと思います。2つ目として、多くの登山初心者呼び込むことにつながる最低限必要な施設で、入山者管理の見直しとあわせ整備が必要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、登山口へのトイレの設置の状況です。

初めに、七ツ森周辺につきましては豊かな自然に囲まれて、仙台等の近隣市町村から車で30分程度と移動距離にも恵まれ、七ツ森遊歩道には登山客など年間5,600人が

訪れております。信楽寺前門前と笹倉山登山口のトイレ整備に関しましては、浅野議員から平成25年6月定例会の一般質問において、環境衛生面での整備は最低行わなければならないのではないかとこの意見をいただきました。このことに対しまして、どこが一番必要なのか、またどういったものがあればいいのかということを含め、いろいろやり方を今後順次考えていかなければいけないと回答いたしましたところでございます。

現在、信楽寺公園にありますくみ取り式のトイレにつきましては、地元信楽寺遺跡保存会で管理していただいておりますが、経年劣化による老朽化が確認され、また笹倉山登山口のトイレの利便性も認識いたしております。

次に、七ツ森周辺は日帰りでの登山やトレッキングを楽しむ方が多く、最低限のマナーとして携帯トイレを持参している方も多いのではないかとおもわれます。なお、信楽寺門前近くには下水道管が埋設されておりますが、この埋設線は農業集落排水事業で整備したものでございまして、新たに公共施設の排水接続ができないことから、合併浄化槽の方向で設置場所などについて検討してまいります。また、笹倉山駐車場につきましては、引き続き課題の整理をしてまいりたいと、このように考えます。

以上です。

議長（馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

ただいまご答弁をいただきました。

まず認識も同じく、仙台市に本当に近くて車で30分で来れる、足ならしというところで考えても本当に魅力的な場所であって、より多くの方に来ていただける施設であってほしい、山であってほしい。さらには、その他周辺のお店であるとか資料館であるとか、さまざま連携した観光施設の一つの入口として育てていくべきではないかという思いであります。

そういった中で、笹倉山・信楽寺門前の2カ所の話がありましたけれども、どこが一番必要なのかというのはもちろん予算的なところもあるでしょうし、環境的なところもあるかもわかりませんので、前回のご回答以上に前向きに進めていただきたいなと、進めるべきではないかという思いでありますけれども、現状も信楽寺公園のくみ取り式のトイレに関して、実際のところ本当はくみ取りなのでくみ取りをしなきゃないわけではありますが老朽化本当に著しくて、使っていらっしゃる方、または雨水入る

はずなんですけどどこかに漏れているんですよ、というぐらい老朽化している状況にあります。確かに登山・トレッキングの経験者の方であれば、携帯トイレ等の持参という部分も十分考えられる場所ではありますけれども、それほど難しい山でもなく、とはいえ「七つ掛け」なり「三つ掛け」なり自分の体力に合わせてという中では魅力的な場所であって、初心者の方を呼び込むという中ではなかなか携帯トイレ等を期待できない部分もあるかと思えますし、下りてきた場合に多少汗を拭くとか手を洗うとかという部分で、やっぱり水回りも必要ではないのかなという思いでおりますので、早期の検討をお願いしたいというふうに思いますが、

そこでちょっと気になった部分が、農業集落排水事業で整備した下水管でありますけれども、現状の条例上または法令上でつなげないという、排水接続ができないという回答であらかじめ入っておりますけれども、これは条例上の問題なのか、または条例上の定めている排水区域の問題であるのか、具体的な問題をお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは国の事業でございますし、農業集落排水事業ということでございますので、そういったものの接続の目的といたしますか、観光とかというのではなくて、そういうものには直接つなげないというふうな決まりといたしますか、ということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

私もけさほどから答弁を拝見して、まず条例上のちょっと問題を、条例の読み直しをしておりました。そういう中では、特段条例上に関しては公共施設のものが接続できないかどうかという決まりはなく、どちらかというとその当時に定めた排水区域を広げる、広げないのところが条例上は問題であって、それを広げる、広げないの判断に関しては首長たる町長の判断ででき得る内容になっているのではないかと。もちろん、条例ですから議会の議決は必要になりますが、そういった意味でははなからできない

ではなく、具体的に何がもとの、何でできないのか、何をやればいいのかという部分を検討しながら、ランニングコストをやっぱり下げていく部分も必要でありますので、もう一度調べる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
公共下水道と農集排と別物でございます。公共下水道であれば、よろしいです。農業集落排水についてはその目的が違うといいますか、そんなことでつなげない。ですから、農集排を公共に切りかえればオーケーです、極端に言えばですね。そういうことで、農集排では難しいと。
じゃあ、ちょっと水道課長から、その辺。

議 長 （馬場久雄君）
上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）
ただいま、農業集落排水のことについてでございますが、先ほど町長の答弁にありましたとおり、公共下水道と農業集落排水があつて、見た目は同じようなというふうな感じがありますが、補助の時代所管する省庁が違ってまいりまして、農業集落排水でございますので農業者の排水のための環境政策としての面が強いわけでございますので、民家の方の排水対策ですよということは基本目的ではございますので、そのほかの接続であれば目的外使用ということで国から制約かかるということでございますので、その部分は条例で規定するものではなくて、条例規定する以前の大きな国の制約があるということをご理解いただきたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
今、るるできない理由をお伺いしましたが、まあ言ってみればあそこで農業者の方、

作業されている方が作業中に使えるとか、何らか克服できるやり方はあるのではないのかなという気がしておって、もう少しその研究を求めたいなというふうな思いでありますけれども。

また、あわせて建設費等どういうふうにしていくのかという中で、一般会計からももちろん予算措置をいただけるというのも一つあるでしょうし、一例としてきのう山形市でうまくクラウドファンディングを使って、芋煮会用の設備を公からお金を集めてやりましょうなんて動きもありましたけれども、そういった知名度を上げるという一つの取り組み等としても価値はあるのかなという思いがあって、前向きにどこがいいのか検討いただくという回答でありましたけれども、再度。あと、はなからできないだけではなく、もう少し整理をされてはいかがかなという思いがありますので、その点だけもう一度お伺いしておきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

制度の中でございますので、制度の中で動ける範囲であれば、当然我々もそういった費用かからないような方法でやっていきたいと思っています。ただ、制度の中という国の制度、ここが一番やりづらいところで、皆さんおっしゃること私もよくわかります。そこを何とかこじあける努力はしてまいりたいと思います。よろしくと願います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

次に、15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

通告に従いまして一般質問を行います。

現在、地域から最も要望の多いイノシシ対策であります。イノシシ被害防止対策として、電気柵購入に補助金を交付し、さらなる被害防止に取り組んではどうかという1件であります。

有害鳥獣被害対策については、これまでも何度か質問がされてきたところであります。毎日のようにイノシシ被害の話題が出ており、イノシシによる農作物への被害は年々増大しております。その被害は、住民の生活や農業集落の運営に大きな影響を及ぼしており、農家にとっては深刻な問題となっております。

本町では、これまでも有害鳥獣被害対策特に熊・イノシシの被害防止事業に取り組み、対策を講じているとともに、国県の補助事業において広域的にイノシシ侵入防止柵の設置が行われております。しかし、近年は自宅付近にまで出没しており、農作物への被害が増加しております。農作物への長期的被害は、耕作放棄につながるものが懸念されることから、早急な対策が必要であると考えます。

そこで、電気柵は設置が簡単で侵入防止効果が高いことから、電気柵購入に補助金を交付し、さらなるイノシシ被害防止対策に取り組んではいかがでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのイノシシの農作物への被害対策についてのご質問でございました。

初めにイノシシの捕獲頭数は、平成28年度は96頭、前年度の46頭と比較して2倍以上となっております。また、今年度8月末現在におきまして58頭を捕獲しております。前年度のこの時期の35頭と比較して1.6倍となり、さらなる増加傾向にございます。畑作物の食害、水稻の食害や倒伏被害、畦畔及び田面の掘り起こしなど、繁殖力の高いイノシシは学習能力にすぐれており、その被害も多岐にわたっております。

被害防止対策といたしましては、1つとしましては農地や里山の除草を行うなど適正な管理を行う環境整備対策、2番目には侵入防止柵設置などによる防護対策、3番

目には狩猟捕獲、有害鳥獣捕獲などの捕獲対策がございます。それらを組み合わせて実施することが、有効であると言われております。

現在町が行っている対策は、環境整備対策として農家に対する防除助言や被害隊多作研修会の開催、防護対策としては地区住民の生活安全の確保を図る目的として獣害対策協議会を設立した地区において、地域ぐるみで実施する侵入防止柵設置への資材の支援を行っております。侵入防止柵の設置は平成26年度から行い、これまで沢渡地区で11キロメートル、難波地区で12.5キロメートル、麓・上下清水地区で17.3キロメートルの総延長40.8キロメートルを設置しております。今年度は、前河原地区と金取南地区の一部において設置作業を行っておりますが、隣接地区との連携をしながら広域的に設置しております。

また、捕獲対策としましては、狩猟免許を有する37名の鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲の実施に加え、今年度から個体数調整に係る捕獲許可を宮城県から権限委譲を受け、捕獲強化に努めております。さらには、捕獲者確保のための狩猟免許等取得者に対する補助、箱わな・くくりわな・囲いわなの補充等を実施しています。

防護対策としての電気柵の機能は、強い刺激を学習させることで侵入を防ぐものであり、そのメリットとしては設置移動が容易であること、物理柵、メッシュのような柵ですね、柵に比べ安価に設置できる。電気ショックをしっかりと与えると、効果の持続性が高い。柵の背の高さの感覚を変えると、さまざまな獣の種類に対して対応できるということがあります。

一方でデメリットとしては、電気は目に見えないものですから感覚的に捉えにくいため、設置ミスが発生しやすい。漏電で電圧が低下すると、効果がなくなる。小まめな草刈りが必要になる。物理的強度はそれほどないので、電気ショックを確実に与えて学習させなければ、効果が出ない。電気ショックにより驚いた獣が、まれに前に飛び出し侵入してしまうことがある。あと、積雪により配線が破損するおそれがあるため、冬場は撤去することなどが挙げられるようでございます。また、電源であるソーラーパネルやバッテリーが高価で、野外に設置するため盗難されることもあるということでございます。

以上のようなこともありますので、電気柵の侵入効果は認められておりますので、電気柵の購入に対する助成については、今後検討を重ねてまいりたいと思います。現在、当面は侵入防止柵を広域的に設置していくことが有効であるとは考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、答弁いただきました中から質問させていただきます。

ただいま捕獲状況、それから被害状況を答弁いただきました。そんなに捕獲しているのに、年々、年々数多く捕獲しているのに、まだまだそれ以上に被害が出ているということは、イノシシがそれだけふえているということになるんだろうと思います。

そんな中で、ただいまの捕獲の頭数、それから被害状況をご答弁いただいたんですけども、その中で被害件数、それから被害面積、また被害金額など、ご存じでしたら答弁いただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

被害状況につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、堀籠議員さんのご質問にお答えいたします。

今回イノシシの被害件数、被害額についてなんですけれども、平成28年度におきましては被害件数が85件ございました。それで、金額的には1,158万2,000円という金額になってございます。あと、田畑の被害面積につきましては、12.7ヘクタールほど被害面積として町のほうに実際相談があった分で、調査した分についてはそんな数字と なって上がっています。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

今、被害件数とか被害面積、平成28年度をご答弁いただいたんですけども、この侵入防止柵は平成26年度から事業が入っているわけなんですけれども、この平成26年度からの件数とかはご存じないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません、私もわかりました。平成26年25件、被害額が141万8,000円です。面積としましては93アールですね、約1ヘクタールです。平成27年度は53件でございます、被害金額が537万5,000円。それで約23アールですから、8ヘクタール。ですので、平成28年度は53件ですので、件数的には30件ぐらい、金額では倍、面積でも1.5倍ぐらいになっている状況であります。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

そうしますと本当に年々件数、それから被害面積、それから被害金額が出ているわけであります。この被害状況は、地区ごとに把握されているのかどうか、お尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

地区ごとにつきましては、課長のほうから説明します。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

まず、地区ごとに把握している内容なんですけれども、ちょっと今具体的な詳しい数字のほうは手持ちにございませんで、また後ほどご報告させていただきたいと思っておりますけれども、主に吉田と宮床がほぼその地区で被害が起きている。あと、一部鶴巢のほうの山田地区とか、あちらのほうでも被害ということで報告されておまして、実際演習場のほうも報告してございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

日出子さん、まだ続くと思っておりますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問いただく前に、午前中のところで報告がありますので、先に報告いただきます。

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

先ほど、午前中にちょっと保留しておりましたイノシシの被害件数の各地区の内訳についてご報告申し上げますので、よろしくお願いたします

まず、平成26年度におきましては25件の被害件数あったんですが、地区別にいきますと宮床地区で12件、あと吉田地区で12件、あと鶴巢地区で1件でございます。あと、平成27年度53件のうち吉岡地区が1件、宮床地区が12件、吉田地区が36件、鶴巢地区が4件でございます。あと昨年度、平成28年度85件の被害件数の内訳としましては、吉岡地区が2件、宮床地区が36件、吉田地区が45件、鶴巢地区が2件という内訳になってございます。

それで、平成28年度においてはその被害の一番大きいのがやはり稲が一番多くて、

7割ぐらい占めてございます。そのあと豆類のほうが被害ということで、この2つで大体100近い被害ということになってございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

引き続き一般質問を行います。

15番堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

ただいま各地区の被害件数をご答弁いただきました。その中で、平成26年度から侵入防止柵の事業が進んでいるわけなんですけれども、その侵入柵を設置した地区からの反応と申しますか、報告と申しますか、どのような報告をいただいているかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

反応につきましては、おおむね被害は少なくなったというように聞いておりますけれども、なお詳しく担当から申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

侵入防止柵を設置した地区の反応なんですけれども、先ほど町長が申し上げたとおり、やはり件数のほうは減ってございます。それで、具体的な数字はちょっと手元に持っていないんですけれども、やはりその地区全体で広範囲にエリアで山際とか川沿いですね、その辺に設置をしたことによって、地区においてはやっぱり件数のほうは減っているというのが実際成果として上がってございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

設置したところでは、被害が大分少なくなっているということでもあります。

それで、やはりそうやって広範囲に被害が広がっていて、これからますます侵入型の被害が広がってくるんじゃないかなと考えられるんですけども、侵入防止柵の設置計画というか、そういうようなものはあるんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これにつきましては、計画を町でつくるということではなくて、地域の方々が一つの組織をつくって、それで地域でも1カ所でなくても構わないんですけども、そのエリアでやっていきたいという形での計画になります。したがって、その地区といいますか人といいますかね、地域でそういった計画をつくって町に申請をして、国のほうにも申請をするという形ですので、町が「ここにこうします、どうですか」というものではなくて、住民の方々といいますか被害に遭っておられる方々が中心になって計画を立て、エリアについても自分らで決められるということになります。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、協議会の組織を設置した中で、いろいろ被害をこうむっている地域が率先して申請してこの事業が進むということなんですが、今現在申請している地区は何件あるんでしょうか。それから、申請してから許可がおきるまで、どの程度の時間がかかるのか。そして、許可がおりてから地域に品物が来て、その柵の準備がされるまでの期間、トータルして申請してから設置の準備に入るまでの期間というのはどのぐらいかかるんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今相談されている地区は何地区あるかでございますけれども、これについても担当課長のほうから説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

侵入防止柵の今設置を希望されている地区につきましては、一応平成30年度以降としまして上がっているのが吉田地区と石倉地区、あと峯地区、あと高田地区、この4地区から現在相談を受けてございます。

期間でございますけれども、この侵入防止柵につきましては国の100%補助事業で資材のほうを町のほうで購入しまして、そして組織を立ち上げた地区に資材のほうを提供して、実際その地区の方々に設置をしていただいているというのが実情でございます。それで実際、今現在ことし前河原地区と金取南地区をやっているんですけども、前河原地区につきましても国の補助事業、これに対して町の要望している制度的な部分が単年度でなかなかちょっとつかない状況で、実際今前河原地区におきましては今年度から、今現在計画では3カ年ぐらいの計画ということになってございます。実際そういった、どうしても国のほうの予算のほうを財源としてございますので、そういったことで1年ないし3年ぐらいの期間ということで、実際行ってございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

この申請から、資材が地域に来て設置の準備に入るまで、1年から3年という今ご答弁をいただきました。設置した地区については減少しているということでしたけれども、実際被害があってそして申請しているわけなんですけど、そこで申請しても1年から3年といたら、もうすごい被害が拡大してくると思うんですけども、そうし

た中で今現在事業が設置しているのが山岸とか川岸とかで設置して、なるべく田んぼのほうに影響がないようにということで広域的にやっているんですけども、その中でも地域によっては柵をやった中でも入ってきて、そして自宅付近の畑を荒らしたりとかいろいろな被害が広がっているわけなんですけれども、その入ってきたところを探してみてもどこから入ってきたかわからないという地域もあります。そんな中で、1年から3年も待てるのかなという、国の100%補助なんで、補助でやろうとすれば待たなきゃいけないと言われればそれまでなんでしょうけれども、1年から3年となるとすごい被害が出てくるんじゃないかなと思っております。

そんな中で、どうなんでしょね、これ。私がお話したいのは、とにかく広域的に柵をしても、今一番困っているのは自家栽培・自家菜園をつくっている方々が畑を荒らされて困るという意見がすごく出ているんです。そして、その中で家庭菜園に携わっている、家庭菜園じゃなくて田んぼもそうなんでしょけれども、それに携わっている方々は皆さん高齢者なんです。多分町長もこれから敬老会があるわけですけども、敬老会に行ってもほとんど半分以上の方は現役でまだまだ働いていられるような方々がいらっしゃるわけなんで、今そうやって田畑に携わっている方々が皆さん高齢者でありまして、作物をつくるというのに喜びを感じている方々がほとんどじゃないかなと思っております。

そんな中で、本当に今広域的に柵をしても、自分の家の近くの畑が荒らされる。畑に来て、「うちではジャガイモ3回まいたけれども、3回も食べられてしまったから、もうつくれないわ」とか、あと「トウモロコシ、あした食べようと思ったのに、荒らされた」とかって、いろいろなお話が来ます。そんな中で本当に畑をつくっている、高齢者の皆さんがつくることによって家族に美味しいもの、新鮮なものを食べさせたい、そしてまた喜ぶ顔が見たい、そのほかにも自分たちがつくった野菜なんかをお互いに持ち寄ってお茶飲み会するとか、またはお裾分けしてみんなで楽しむという、こういう高齢者の方々の楽しみなんですよ、そういう菜園つくるといことは。

そんな中で、柵を回して被害が少なくなったというところは、それはそれでよろしいのかもしれないんですけども、こんなに1年から3年も待って被害がどんどん出てきて、そして「幾らつくったってもうだめだから、やめたわ」と耕作放棄するようになったら、本当に一生懸命つくって喜んでもらいたいという生きがいを持ちながら、家族のためにつくっている人たちは本当に生きがいなくなってしまうんじゃないか。イノシシに楽しみが取られるようでは、これまずいと思うんですよ。ぜひ何とかして、この家庭菜園ぐらいただったら電気柵を購入して、それに補助金を出してせめて自家菜

園だけでも守れるような、そういう対策を町としては考えてもらえないかということなんですが、町長いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、今やっている対策につきましては、ある程度大きなエリアで守るというんですか、囲いましょうということでやっております。3年というのは非常に広いエリアでございます、ほとんど1年、1年で進めていくわけでございますけれども、そういった形でまず広いエリアで囲ってそこをカバーしようというのが、それが一番効果的といいますかね、やり方ということで今取り組んでおります。

おっしゃるとおりこれでカバーできない部分、大きなエリア外の方もいるとかですね。あるいは、おっしゃるとおり道路とか全部回れるわけではないものですから、その部分があいて入るといふこともあるといふことも聞いております。そういったことがございますので、先ほど申しましたけれども第一弾として今大きなエリアで取り組んでおりますけれども、第二弾といったら変ですけれども、そこでカバーし切れない部分とかそういったものについては、次の展開を考えなければいけないというふうに思っております。

したがって、その方法の一つとしていい方法として、議員がお話のようなこともございますので、当面今の段階では先ほど申しましたとおり柵のほうを進めておりますけれども、今後そういった対策の第二弾といいますかね、そういったものにつきましては電気柵とかそういったことも有効であろうというふうに思っておりますので、今後いろいろ考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

町長にも、少しは理解していただけたのかなと思います。そんな中で、当面は浸入防止柵を進めるというんですけれども、当面なんですけれども、当面といふかとかにかくそういう家庭菜園が荒らされて困るといふのは、本当にこれ深刻な問題になってい

るんです。この農作物をつくる喜びというのは、当然健康づくりにもなりますし、それから痴呆症とか、それから介護の予防にも私は絶対つながってくると思うんです。高齢者の健康づくりも、この家庭菜園が大きく影響していると思うんですけれども、これ当面じゃなくてやはりこういう困っている、菜園をつくって被害を受けて困っている方々には、そういう電気柵というのはぜひ進めていただきたいと思います。

これは、町長が答弁されたのは、電源であるソーラーパネル、バッテリーなど盗難されるといふんですけれども、家庭菜園でもそうでしょうけれども、やっぱりこういうことは一度そういう補助でやったら、あとは自己管理ということで自分の家で責任持たなきゃいけないことですから、ですからそういうデメリットの部分を出すんじゃなくて、いかにしたら早くそういう事業に取り組めるかという方法を私は考えていただいて、ぜひこういう小さな枠で、そして自給自足というんですかね、そういうのが安心してできるような私は取り組みが必要じゃないかなと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

電気柵のデメリットというのは、メリットもありデメリットもありということで、「盗まれるからだめだ」とか何とかということではございませんので、それはもう自己管理といいますか、当然の話だというふうに思っています。

それから申し上げましたとおり、今第一弾がそういった広いエリアであって、この効果が出てきているんですけれども、今度それでは足りない部分が出てきているということがございます。堀籠議員は「高齢者の方々の」ということでありますけれども、それ以外にもエリア外の方もあって、エリアに入れない方もいて、そういった方々が今困っておられるという状況もあるということがございますので、これでカバーできない部分についてはそういった電気柵も有効であるということと考えております。

「当面の」という言い方があれだったんですけれども、この大きな柵の作り方はこれはこれで一つやっていくということあります。大きな柵の方法も、これは一つやっていって効果があるんですからね。それでカバーできない部分が出てきているので、それについては今考えておりますということをおし上げておりますので、ご期待に沿うようにやっていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

本当にこのイノシシの被害については、話の出ない日がないくらい、とにかく皆さんが被害をこうむって困っておりますので、ぜひこのイノシシの被害対策として電気柵の早急な取り組みをお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

次に、11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

では、私からは2件の質問をさせていただきます。いずれも教育長にお願いをいたします。

1件目でございます。教員の勤務時間ということでございます。

文科省によりますと、2016年度中学校教諭の約6割、小学校で約3割の教諭が週60時間以上勤務をしていた。超過勤務は月80時間超となり、労災認定の目安の過労死ラインを上回っております。我が町でも、80時間を超えた教諭は小学校で6人、それから中学校で10人というふうに前の議会でも報告があったところでございます。

そういう中で、1つ目として公立学校の教員は、法令の上では特別の場合を除き時間外勤務を命じることが禁じられております。そして、時間外勤務手当も支給しないと定められております。そういう中で、異常とも思われるこの勤務時間の原因は何なのか。2つ目といたしまして、部活動の教育的意義は何か。教員・生徒・保護者がその意義を共有しているのか。3つ目といたしまして、教諭の健康管理、教育への影響はないか。ちょっとばらばらな質問でございますが、よろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

初めに、異常とも思われる勤務時間の原因はについてお答えをしたいと思います。

本町の平成28年度小中学校の在校時間調査から、80時間を超えた教諭は小学校6人、約5%、中学校10名、約18%でした。その主な理由は、小学校では問題作成や採点業務、教材研究でした。中学校では部活動指導と問題作成、成績処理でした。特に中学校教諭の部活動指導での超過勤務時間については、ハイシーズン中の練習試合や強化練習の指導でした。また、生徒指導や教育相談にかかわる業務も、その一因となっております。

次に、部活動の教育的意義は何か。教員・生徒・保護者は共有しているかについてお答えをします。

部活動の意義につきましては、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と、中学校学習指導要領に示されております。町内の中学校では、学習指導要領をもとに部活動指導計画が作成され、教員・生徒・保護者が目的や活動内容について共通理解のもと活動をしております。

次に教諭の健康管理、教育の影響はないかについてお答えをします。

平成28年度及び現在も、長時間勤務が原因で体調を崩し、病気休暇等を取得している教諭はおりません。また、生徒の教育指導面への影響も報告されておられません。児童生徒の健やかな成長を育むためには、教職員が健康で元気があり、児童生徒の安全で安心な環境が保証される学校づくりが大切です。今後も、校長会議や教頭会議でさまざまな情報を共有し、教職員がいきいきと仕事のできる環境づくりを目指し、努力してまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

まず、最初の異常とも思われる勤務時間の原因はということで、ご回答がございました。

その中で、私の例にも出したんですけれども、80時間というのは実際には在校記録ということで、いわゆる自宅への持ち帰りというのはまた別というふうに考えてよろしいでしょうか。そこだけ確認お願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
ただいまのご質問を私なりに解釈しまして、「自宅に帰ってからの仕事は、超勤には含めないというふうに理解してよろしいですか」というふうに捉えてよろしいですか。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)
済みません、質問をもう一度丁寧にし直したいと思います。
ここの質問の中で月80時間という、これは学校の多分管理の中で出てくる数字だと思うんですね。さらに、あるかどうかはちょっとわからないんですけども、自宅での仕事ということがあるのではないだろうかということを推察するんですが、そのことについて把握しているのでしょうか。もしわかるのであれば、その時間もお知らせください。
以上です。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
ただいまの質問にお答えをします。
家庭に帰った後の時間については、把握はしておりません。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

家庭に帰った時間については把握はしていないというお答えでした。その中で、逆にこれは把握していないので聞きようもないんですけれども、家庭に持ち帰っての仕事というのはないと見なしていいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

仕事の範囲をどこまで見るかによると思うんですけれども、広く考えれば仕事をしているというふうに考えてもよろしいかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

この中で、学校にいる時間で80時間ということですので、平均すると1日3時間を多分超えるのか、月80時間ということ言えばですね。そのぐらいの方が小学校では6人の先生、中学校では10人、18%の先生がそういう勤務を、学校にいるから勤務だと思えるんですけれどもなされているということで、先ほど原因はということで質問したんですけれども、その中で理由として問題作成、採点業務、教材研究、それから部活動、成績処理というふうなことをお答えいただきました。

その中で、はからずもこの中に理由というふうに書いていただいております。やはり、ちょっと言葉の上ではあれなんですけれども原因、じゃあ何で少なくとも3時間以上学校に在籍しながら採点業務、あるいは教材研究というのをなさらずにちゃいけないのか、そこのところ。要するに、私は80時間を超えるようなものはなくすべきだろうという思いでこの質問をしているわけなんですけれども、その中でどういう理由でこういう事態に陥ったと言ったらちょっと言い方はあれなんですけれども、こういう事態はやはり改めるべきであろうという意味において質問をいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

私自身は、藤巻議員さんと同じように、このような状況については改善を行うということは必要だろうと考えております。以前も質問がありましたけれども、大和町においては3年前ですかね、セコムのほうで管理をしている部分がありますけれども、入退勤が機械警備でわかるんですね。それを見ていると、11時、12時まで残っていることがありました。それについては次の月にわかりますので、学校に確認をとって是正をするように指導しました。現在は、10時前後には遅くても帰るような教員がいます。ただし、それは複数ではなくて1人、2人ですので、それはやむを得ないというふうに思います。

それで、超過勤務については今年度、昨年度同様の形で見ますと4月から7月まで、中学校でいえばハイシーズンの時期になりますけれども、80時間を超えたのが1名、小学校も1名ということで、大分改善をされてきております。これについては、我々もやはり働き方を考えるという意味で、改善をこれからも図れるように努力をしたいと思っております。

なお、ご質問の中に時間外手当が支給されていないというふうなこと、あるいは超過勤務を命じることができないというふうな文言がありましたけれども、正しくご理解する上で説明させてほしいと思うんですが、以前の公立学校の教員の場合には時間外勤務を命じない、そして超過勤務手当も払わないということが建前でした。実際には、勤務時間外も仕事実態が広範に存在することから、裁判にもなったことがあります。その一件を踏まえ検討され、学校の場合には教員の職務ということで非常に特殊性があるんだということで、一般の超過勤務手当制度はなじまないだろうということで、「義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法」が出されまして、教員については一般の超過勤務手当は適用しないで、そのかわり俸給月額額の4%を全教員に手当するというふうになっていますので、そのことはご理解をお願いしたいと思います。

なお、超過勤務を命令できる内容としましては、「超勤4項目」というふうなことがあります。1点目は「校外実習、その他生徒の実習に関する業務」「修学旅行、その他学校の行事に関する業務」「職員会議に関する業務」「非常災害の場合、児童生徒の指導に関し緊急の措置を要する場合」というふうなことで、4項目については時間外を命ずることができるようになっております。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

私も丁寧に書かなかったところで、教育長のほうから指摘があったいわゆる4%ですかね、そういったところはちょっと私も詳しくは書かなかったところではございますが、そこは了解をいたしました。

そういう中で今年度については、あるいは教育長と問題意識としては多分同じというふうには思っていると思うんですけども、やはり1要旨目の中でやはり引き続き長時間、逆に言うと80時間以下だからいいということではないんですけども、80時間というのは過労死ラインという本当に3問目との関係でもあるんですけども、健康上も問題がある云々はともかくとして、そういう数値であろうということで、やはり問題点として取り上げをさせていただきました。引き続き、ここについては改善というんですかね。

1つだけちょっと関連で、去年から今年度にかけてなんですけれども、逆に言うところ「多過ぎるよ」ということで改善できることだったのでしょうか。ちょっと教育長に聞くのもあれなんですけれども、前年度の中では10人ほどいたのが、合わせれば16人いたのが、今年度は2人に。気をつけたのかどうか、そこら辺の改善点についてもしわかれば、お知らせをいただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

今議員さんおっしゃるとおり、各学校なり先生方の努力だとは思いますが、まず教材研究あるいは問題作成ということが理由として挙がっております。これについては、町のほうでデジタル教科書を各学校に提示してあります。これを使うことによって、我々の時代はありませんでしたので、土曜・日曜日学校に行き行って理科の授業する前に自作教材をつくって、教科書にはないものを提示しながら見せると。1日、2日は、やはり土曜、日曜に行き行ってつくって、あるいは放課後残るということもありました。それは、デジタル教科書を使うことによって映像として瞬時に表示できるんですね。そういう意味で、先生方の教材研究なり教材準備の時間は軽減できると。

もう一つについては問題作成、これは問題データベースを各学校に配信しておりま

すので、これについては児童生徒の課題に応じた問題を抜き出して提示ができるということで、非常にすぐれた問題データベース、問題集なんですね。そういう意味で、問題作成なども支援できるようなソフトを導入しております。

今、町のほうで校長先生方とも相談しているんですけども、大和町においては部活動の影響で超過勤務になっているということは、ほとんどあり得ない。つまり、両中学校を確認しますと、夏時間ですと大体部活の練習できる時間は16時から17時40分前後だと。つまりバスが、18時10分にはスクールバスが動きますので、練習時間には制限があるんだと。秋については、スクールバスが17時50分には出ると。冬期間には17時25分には出るということで、やはり課題になっているのは先生方一人一人の働き方なんだろうと。同じような教員が残っているんだという話があります。ですから、これは学校の問題というよりは、教員個人個人の意識を改善するというのが一番だということで、現在学校の管理職がいろいろ検討を進めている状況でございます。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ちょっとどうして、やればやれる、そういう言い方はちょっとあれなんですけれども、理由があって時間短縮というんですかね、そういったものが出てきているということですので、引き続きその面での働き方の改革というのは進めていただければというふうに思います。

2 要旨目のほうに入りますけれども、これも1 要旨目ともあれなんですけれども、ほとんど改めてお聞きいたしますけれども、部活動によるいわゆる時間外への負担というのはほとんどないというふうに、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

負担があるかないかというのは、やはり感じる先生方本人の気持ちもありますけれども、時間的な面で考えれば、私自身河北町、石巻市、あるいは富谷、大和というふうに見てきましたけれども、やはり時間的な面では軽減されているなというふうに見

ております。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

部活も長時間の理由なのかなというふうに思って、実は取り上げてみたところがございます。そういったことはないというのであれば、そこは確認したいと思います。

そういう中で3要旨目の教育、それから健康管理ということで、今体調を崩したり病気休暇を取った方はいらっしゃるというようなご報告でございました。やはり、これ以上あれなんですけれども、長時間労働の中で教育への影響というのが懸念されるということで、今回これを取り上げさせていただいたところです。今年度については、80時間を超えている方が合わせて2人ですかね、というようなことでございますが、それと同時にこれは私が部分的な先生かもしれないんですけども、いわゆる持ち帰ってやっているということについては、今回のやつには反映されていないでしょうというような言い方をされて、どうしても家に持って帰ってやっているんだというような、逆に言うとその先生についてはそういう言い方なんだろうなというふうに思っているんですけども、そういったところまで含めたやはり管理というんですかね、そこら辺も校長会の中なりでは留意しているのかどうか。そこら辺についてもお知らせください。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

家庭に持ち帰るという場合、先生方が例えば5時に退勤をすると、そして時間外を学校ではしないわけですね。ただ、家へ帰って何らかの仕事をすることもありますけれども、ある意味その先生方の仕事の進め方、ある先生については学級だよりを毎日つくるといふ方もいます。その方々は、学校ではなくて家へ帰ってゆっくりと書くという方もいます。出さない方も、中におります。出したからいい、出さないから悪いということは、一概に言えないと思うんですね。そういう意味で、家庭での仕事についてはなかなか、校長、教頭についても極力校内で仕事は完結するように、データ

などは持ち出さないようにしてありますので、その辺は以前よりはぐっと少ないとは思うんです。ただ、やっぱり一生懸命仕事をしたいという方は、時間を超越しながらやる方も中にはいると思います。ですから、「全てやめろ」とは言えませんが、なるべく学校で仕事が終わるように、情報管理の意味からも校長、教頭は意を用いているはずです。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

私も、いわゆるデータ管理の面からも持ち帰りとか、そういったものは極力避けるべきであろうというふうに思いますので、引き続きお願いいたします。

では、2問目のほうに移らせていただきます。全国学力テストは役に立っているか。ちょっと刺激的なタイトルでございますが、テストの点数を上げることが至上命令となり、本来やるべき授業ができていないとの声が上がっています。テストに関係のない授業や行事が削られ、授業の画一化が進んでいるという、これは情報でございますが。昨年の全国学力テストは、当時の馳浩文部科学大臣ですね、「2・3月から学力テストの過去問題集をやらせている学校があるのは、とんでもないことだ」などと述べております。これは、言ってみれば上に挙げたのは学力テストの弊害というふうなことで述べたものでございます。

その中で全国学力テストへの対応、結果をどのように指導に活用しているのか。2番目として、毎年の学力テストがなければ、学校教育は成り立たないのかという質問でございます。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

初めに、全国学力テストへの対応、結果をどのように指導に生かしているのかについてお答えをいたします。

本町では、全国学力学習状況調査への対応として、議員ご指摘の本来あるべき授業を行っていない、テストに関係のない授業や行事が削られている、授業の画一化、過

去の問題集をやらせているについては、行ってはおりません。全国学力学習状況調査は、子供たちの現在持っている学力の一部を客観的にはかる指標と考えています。結果については、学校において児童生徒の課題分析や今後の指導法について検討し、改善に努めております。

また、町としては学力向上検討委員会を開催して結果の分析を行い、町の課題を共有するとともに、各学校の効果のある指導法や課題への対応を話し合い、先生方の授業改善に役立てております。

次に、毎年の学力テストがなければ、学校教育は成り立たないのかについてお答えをします。

これまで述べたとおり、全国学力学習状況調査から児童生徒の学力と課題、学習状況と家庭生活などが把握でき、その結果を日々の授業づくりに生かし、学習内容の理解を図るとともに、児童生徒の学習意欲を高め、一人一人の夢や目的の実現に努めたいと考えております。

また、調査結果から児童生徒の生活状況を把握し、子供たちが健全で心豊かな学校生活を送れるよう、指導の一助として活用してまいります。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

教育長からのご答弁がございました。その中で、学力テストが万能薬ではないとは思ってしようがないんですけれども、先ほど私も冒頭で述べましたけれども、いわゆる学習状況、本来やるべき授業とかをやっていないとか、あるいは過去の問題集をやらせるという、いわゆる点数を取るための授業というかやり方というんですかね、そういったことはやっていないということで、それについては確認をさせていただきました。

それからあと、私も社会文教常任委員会の中で、学力テストの結果についての報告をいただいているものでございます。その中で、いわゆる全国の平均点より各学科平均点と、それと期待正答率といたしましたけっかね、それとの格差というんですかね、よかったり悪かったりというそういうものも、もちろんそれだけが結果の全てとして来ているものではないんであろうというふうには、私ら議員のほうに示していただいているのは一部分の結果なんだろうなというふうには思っているんですけれども、そ

れにしても毎年やっているこのテストというのが、本当にここでいうところの成り立たないのかという言い方が私はぴったりしているんですけども、もう一度ちょっと同じことを聞いて申しわけないんですけども、そういう思いがしてならないもので。

要するに、私らにお知らせいただいたその中では、ここの学校については国語についてはこうだとか何とかというか、若干の上下なりあと年ごとの変化というのがもちろんあるんですけども、それをどうしても調べないといけないものなのかという疑問が非常にあるところで、これは教育的なところで私も素人で余りわからない、素人が難癖つけているというふうな感じもないではないんですけども、やはりそうはいつでもやらないといけないのかなという思いがあって、質問をさせていただきました。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの質問ですけども、2要旨目にある「学力テストがなければ、学校教育が成り立たないのか」というふうな質問に終結すると思うんですけども、この学力テストが始まってから10年ちょっとくらいたつんでしょうかね。それ以前はなくて、その前にはあったんです、またね。それから平成23年の3月11日のあの震災の年、あの年はありませんでした。ただ、教育はされておりました。ただ、先ほどから申ししているとおり、例えば一般企業であってもPDCAサイクルでいろいろな状況を調査し、把握をし、そして次の施策に生かすということは行われていて、それは必要だと思うんです。それは、学校教育にも当たるものだと考えております。

ですから、学校においても児童生徒の現状をしっかり把握をし、そして指導することは当然必要だろうと思います。この全国学力テストのことを、私自身はここでは全国学力学習状況調査というふうな名称でお答えをしておりますけれども、これについては個人用の調査、学校用の調査、それから児童用の質問、生徒質問、学校質問ということで、単に成績だけを見るのではなくて、あらゆる角度から調査をしております。児童生徒については92問から94問、学校に関しては100問を超える質問事項がありまして、その全てを見ながら検討分析をし、児童生徒の指導に生かすということがありますので、非常に町ではできない全国の調査をもとに分析ができるということで、大変役立っております。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

これ以上は、教育長が役立っているというのに、ほかから「おいしいべや」という話でもないのに、以上にはさせていただきたいと思うんですけども。先ほど教育長のほうでもおっしゃったように、やられたりやられなかったりという中で、あるいは最近はずっとやられているのかな。そういう中で、どうしても受けている個々の生徒さんというんですかね。そういった生徒さんへの教育というんですかね、そういったいわゆる学校あるいはこの地域の評価というのは出てくるような気がするんですけども、そういう中でその子その子に対する援助というんですかね、そういったところまで結びつくのかというあたりで、もう一度そのことだけお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今のご質問については、私自身は議員さんと同じような気持ちでおります。つまり、平均が何点だからよい、悪いという問題ではないんですね。例えば平均が60点であっても、そこには大和町に現在小学6年生で240人、中学生も200人近くおりますけれども、平均の65点を超えている生徒児童もいれば、あるいは20点、30点からのお子さんたちもいるわけです。ですから平均点の問題ではなくて、やはりあるレベルまで定着していないものがあれば、それを救ってあげるのが教育だろうと思っております。

ですから、学校の場合にはやはりまだまだ理解の不足しているお子さんたちを中心に、どのような指導をすれば5点、10点、成績が伸ばせるのか、その子たちを大事にして教育するように、指導するように現場についてはお話をしております。ですから、決して点数至上主義ということがありましたけれども、それではありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

一人一人というんですかね、そういう子供さんの学びたいという要求、皆さんお持ちだと思えます。そういう方々の意欲というんですかね、そういったものをくみ取るやり方というのをぜひ要望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時07分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、異常気象被害についてお尋ねをします。

宮城県は、8月に入り太平洋側で雨や曇りの天候が続き、気温が低く日照時間の少ない肌寒い夏になりました。「やませ」と言われる冷たく湿った風の影響で、8月上旬の平均気温は太平洋側で例年を1.4度下回り、この時期の平均気温が平年より低いのは2009年以来であるといわれております。今後しばらくは、低温と日照不足が続く見通しと、仙台管区气象台は注意を呼びかけました。

管区气象台によると、典型的な「やませ」の状態と説明しております。心配されるのは低温と日照不足、仙台は8月になって最高気温が30度を超えた日がなく、11日は20.5度と平年を7.7度も下回りました。10日間の合計日照時間は、白石2.8時間、平年の6%、気仙沼は3.6時間、同7%、仙台は5.6時間、同11%で、平年の2割に満たない地点が少なくない状況でした。この後も、1週間は気圧の谷などの影響で雨や曇りとなり、週の前半は気温がかなり低い状況で、1カ月予報によると低温と日照不足が

続き、ようやく 8 月最終週に回復に向かいました。

8 月上旬の平均気温が平年を 5.9 度も下回り、米不足に陥った 1993 年の米価ほどではありませんが、長引く低温と日照不足で農作物への影響が懸念されております。実態把握や支援策の検討などの対応をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいま異常気象被害についてのご質問でございます。

初めに、宮城県では 8 月 1 日ごろから湿った東よりの風の影響で、日照時間の少ない状態が続き、8 月 1 日から 9 日までの日照時間は平年の 50% を下回っていることから、仙台管区气象台から 8 月 10 日の日照不足と低温に関する宮城県気象情報第 1 号におきまして、今後 10 日間程度はオホーツク海高気圧からの冷たく湿った空気の影響を受けやすく、平年に比べ気温の低い状態が続き、農作物の管理等に十分注意する旨の発表がされました。

これにより、8 月 17 日に宮城県病虫害防除情報、翌日には宮城県米づくり推進本部から臨時情報が出され、生育が遅い圃場や葉色が極端に濃い圃場を中心にいもち病の発生に警戒する旨の情報提供がありました。

このことを受け、8 月 28 日に黒川農作物病虫害防除推進協議会事務局会議を開催し、各市町村の防災無線によります広報や農家へのチラシ配布により圃場を見回り、いもち病の発生が確認された圃場では直ちに防除を実施するよう情報発信を行っております。また、JA あさひな職員によります圃場の巡回、及び各地区の評価委員や実行組合長などから発生場所などの情報を受け、農家に対して防除を行うよう指導し、発生の抑制に努めております。

なお、本年の穂揃期は平年と同じ 8 月 11 日となっており、8 月 17 日現在で水稻作付見込面積の 98.4% で出穂が確認されております。

1993 年平成 5 年の冷害では、米の作況指数が全国で 74 の著しい不良となり、宮城県におきましては 37 と戦後最悪の大凶作となりました。当時は備蓄制度がなかったため、政府米の在庫量は 23 万トンしかなく、平成 5 年産の全国生産量は 766 万トンで需用 940 万トンに届かず、政府は秋に 500 万トンを超えるタイ米などの緊急輸入を行ったものであります。

町の対応としましては、農作物等異常気象災害対策事業としていもち病の多発に対処し、追加防除を実施するための助成、冷害に伴う被災米作農家への飯用米の供給及び水稻の種子購入に要する経費の一部助成など、合計8,016万8,000円の支援を行いました。また、低温と日照不足による支援策ではありませんが、平成26年の米価下落対策として、米価下落による減収となった農家617名に対しまして、平成27年産の主食用米の生産に用いる種もみの購入費用の2分の1の助成として1,101万4,000円の支援を行っております。

以上のことから、低温と日照不足等による農作物への支援策につきましては、被害状況等を見きわめながら必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

1993年の冷害のときのことについては、こういう立場では本当になかったわけなので、状況についてはよく存じておりませんが、もう一つの平成26年の米価下落に対する対策についてはここでも示されたとおり、翌年の再生産の援助というようなことを含めてトップのご決断で助成がなされたということについては、結果としては評価をさせていただきます。しかし、そのときも議論はさせていただきましたけれども、町としての初動体制についてはいかがだったかなということは、大分議論させていただいたとおり万全ではなかったというふうにも今でも感じております。

それと、そういう経験を踏まえて今回最近の例えばチラシやら、あるいは広報無線ですか、そういったものを活用して連日のようにいもち防除についての知らせというものやっけていただいているということについては、こういった状況に応じた判断をされているんだろうというふうには思っておりますが、果たしてそれが万全かということで、何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

そそれで、町としては被害調査、要するに現況をどのように判断されているのかということも含めて、状況を判断するための基礎調査等についてどの程度され、どの程度把握なされているのかお尋ねをします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町としての被害調査ということでございますが、現在現場といいますか田んぼを回ってというふうな、町の職員が回ってというふうな状況はまだなっておりません。先ほど申し上げましたとおり、黒川の農作物病虫害防除推進協議会等々でそういった情報の収集、全般的な話になるかもしれませんが、そういった中での活動と、それに対して後は農協さんとか、先ほど申しましたけれども区長さん、実行組合長さん、そういった方々からの巡回による情報等々によりまして、やっておるところでございます。職員個々に回っている部分はあるかもしれませんが、一斉に全庁的にといいますか、そういった調査まではまだやっていないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それは、必要ないという判断ですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今必要なことかということについては、いろいろと考えていかないといけないというふうに思っております。これから必要がないかどうかというのは、ずっとということではなくて、この天候の状況もありますし、少し回復していもち等もとまっているという情報もございます。そういった状況でございますので、今後もずっと必要がないとかということではなくて、現段階ではまだやっておらないというだけでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

(聴取不能) のアナウンスで、ことしの作況についてはやや良の見通しだという
ようなこと、あるいは町長のご発言の中でも今後の天候によっておくれを取り戻して、
実りが少しでも多くなってほしいものだというようなことから、考え方については心
配をしているんだということは多少思いますけれども。先ほど申しましたように、今
のところ注意喚起しているのは、低温被害によるいもち病の早期発見だと。そういっ
たものに限定されているというか、それ以外に手だてが、いろいろな注意喚起といっ
てもそのほかはなかなか難しいというか、この段階ではどうにもならないのか、そう
いうことも含めてなのかもしれませんけれども。

先ほどのお話で、今後も含めて調査をやらないというわけではないんだというよう
なお話ではありますけれども、ここまでしなかったということは、そういうことがこ
こまでの間には必要なかったんだという判断があったということと、イコールではな
いかというふうに思います。ご意見があればお聞かせいただきたいですし、これは先
ほど言った前回にも私が強く申し上げたところがございますが、町の姿勢としてやっ
ぱりそういう懸念がある場合の初動としてはいかがなものかという思いがありますが、
その辺についてのご意見をお聞かせいただきたい。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現場の確認というお話だというふうに思います。町として、現段階で調査していな
いは事実でございます。それが、心配をしていないのかという話につながるという
ことであれば、それは誤解だというふうに私は思います。見るということも大切だ
というふうに思いますが、どの段階で見るかといいますか、そういったこともあるんだ
と思いますし、あと共済関係とか農協さんとか、そういった方々も見ておられる中
での情報収集とか、そういったこともあるというふうに思っています。やる場合、ど
こまでやるというものについてはいろいろご意見があろうというふうに思っています。
そこで、そういうふうに心配していないのかとかと思われるのは、心外でございます。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

心外だというお話ですけれども、事実ほかの自治体では低温被害に対する対策本部を立ち上げている自治体もあります。これは県内外問わずですね、首長を本部長として8月23日、24日あたりにもう設置をされております。また、ある自治体の首長は現場に出向いて、被害の状況をみずからトップとして確認をされているという例もございます。そういったことについて、やってこなかったことについて「心配をしていないんじゃないか」というふうな懸念をしているということについては、そういう自治体があるんだということを前提に申し上げているわけで、そういう意味では担当課あるいは町長みずから圃場を見に行つて、その状況について現場確認するのにどれほどの時間、あるいはどれほどの準備が必要なのかということを考えれば、決してそういう時間を取れなかったわけではないのではないのか。また、今後についてもそういう観点から、もう一度検討していただけないものかというふうに考えますが、いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町では、黒川の防除協議会と一緒にやっているわけですので、農協さんも一緒でございますので、その中で共同歩調をとって今動いているということでございます。大和町として災害本部というんですか、そういうものを立ち上げていないのは事実でございますが、そういうことで町としてはそういう対応をとっている。それが、ほかと比べて物足りないといいますか、足りないというのであればそれは事実といいますか、比較をされた場合それはやむを得ないというふうに思います。

今後につきましては、さっき申しました状況を見ながら進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

していないということについて、これ以上のことを申し上げるつもりはないですが、

そういうことに気を配るということについてはやはり首長として配慮というか、少なくとも関係部署に対してそういうことを指示することぐらいはあってもいいんじゃないかというふうに思います。ちなみに、県内では栗原市なんかは、先ほど言ったように対策本部を設けて、実際に関係者を庁舎に招いて今後の進め方なんかについて議論されているようでございますし、秋田県金ケ崎町でも同じようにおやりになっているということでもありますので、ぜひ参考にしていただいて今後の対応に役立てていただきたいというふうに思います。

それでは、そのことではなくて、水稻のいもち病の防除の徹底についてのお知らせは、先ほど言ったように十分かどうかはわかりませんが、連日のようにお話をいただいておりますが、大和町の農産物は水稻だけではありません。多い作物からすれば、例えば大豆だとかソバだとかあるいは麦ですか、時期的に麦の場合は4月に刈り取りが終わっていますから問題ないのかなというふうに思いますが、それについても私が知り得ている範囲でもやっぱり被害が出ているのではないかというふうに見ております。

ですから、全体像とすれば、今の農作物の被害、低温あるいは長雨に対する被害というのは、潜在的にはもっともっと深刻な状況なのかもしれない。要するに、湿害と言われるもので大豆の成長も腐れてしまって、とまってしまっているというような圃場も多く見かけますし、本来秋そばというものの播種時期についてはもう最終局面になっているというようなことで、果たしてそれがどういう状況になるのかという懸念もあります。

ですから、把握すべき課題はいっぱいあると思いますが、どうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

農作物についてはそういったいろいろあるわけですから、そういった把握する課題といえますか、状況の把握は必要だと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

要するに、今後の天候回復では賄い切れないものが現存しているということなわけです、要するに。ですから、そういったものを一刻も早く実態を把握するべく、これまでも役割としてJAさんなんかを含めて情報収集しているというようなことではありませんけれども、町としてもぜひそういう形での実態調査ですか、進めていただきたいと思います。もう一度ご判断をお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういった情報収集については、努めてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これ以上のことは、今の段階で申し上げられることはないと思います。また、今後についてはその推移を見て、状況を把握した上で必要な対策を講じるというふうにされており、適宜的確な町としての主要な産業に対する目配りを求めてまいりたいというふうに思いますので、今後も注視していただきたいというふうに思います。それでは、この件についてはその程度にさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、職員採用についてということでございます。

職員採用試験に公務員枠を設けていただき、他の自治体や県、国の現役公務員を即戦力として迎えるよう募集してみたいかということです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

初めに、今年度実施しております来年度4月採用予定の職員採用試験の状況についてでございますが、6月に上級としまして行政・土木・建築・保健師・社会福祉士、

中級といたしまして保育士を募集いたしましたところでございます。受験資格年齢につきましては、昭和62年4月2日以降に生れた者で、一次試験は7月に実施しております。7月には、初級として行政・土木・建築、さらにさらに上級の建築・保健師・社会福祉士を募集いたしました。受験資格年齢は、初級が平成7年4月2日以降に生れた者で、上級は6月募集と同様でございます、一次試験は9月17日に実施の予定でございます。

またあわせて、初めての取り組みといたしまして社会人経験者枠で土木・建築を募集いたしました。年齢要件は昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生れた者で、30歳から40歳の方が受験可能となっております、一定の業務を5年以上経験したことを受験資格としております。このように、年齢要件だけに限れば18歳から40歳までの方が受験可能となっております、公務員に限らず多くの社会人経験者に対し門戸を広げ、さまざまな職務を経験した方を迎え入れる体制を整えております。

今後の合格状況によっては、追加募集も行うこととしておりまして、その際にも可能な限り幅広い年齢層、経験者の方が受験できるようにしたいと考えております。

なお、現役公務員を対象にした試験は、全国的に見れば例はございますが、現段階では社会人枠の中で考えてまいりたいと思います。

議長（馬場久雄君）
高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

ご答弁の内容について、まずお尋ねをします。

初めて今年度に導入したと言われる社会人枠の状況について、もう少し詳しく教えてください。まだ最終段階までいっていないんだろうというふうには思いますが、現在までのところでその趣旨やら応募状況やら、その辺についてお尋ねをします。

議長（馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

応募状況につきましては総務課長からしますが、趣旨ということでございますけれども、これまで社会人枠というものについては、特別枠として取っているものではご

ございませんでした。やめた方が受けるということは、それは可能でありました。そういった中で、今回社会人枠ということで特に土木関係を目指したといたしますか、求めているところでございますが、どうしても土木とかそういったものにつきましてはそれでなくても応募が少ない状況、新卒とかそういったものですね。そういったこともございますし、今震災以降そういった技術屋さんといえますか、そういった方々がそちらのほうに行かれるケースもあるということ等々もあって、なかなか募集が少なかったところでございます。

そういったことありまして、社会人として今働いている方、即戦力といえますかそういった方に来ていただいて町の仕事を手伝ってもらいたいという考え方から、これは公務員の方の土木もちろん一緒という考えでございますが、そういった考え方の中からことし社会人枠を初めてスタートしたところでございます。

なお、応募状況につきましては総務課長のほうから説明申し上げます。

議長 （馬場久雄君）

総務課長 櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

ご質問のございました社会人枠の応募の状況でございます。平成29年度、今年度初めて募集したわけでございます。まだ試験前でございますので、詳細にわたっての説明は差し控えさせていただきたいと思いますが、複数の人数は応募がございました。正確な人数は、申しわけございませんが差し控えさせていただきたいと思います。

なお、今回の募集の目的につきましては、町長今申し上げたとおりでございます。経験者あるいは職員の年齢構成の非常に少ない、薄い部分を補充するというような意味も含まれているものでございます。よろしく願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それでは、本論のほうの現役公務員の採用枠をつくるということについてですね。それについての応募を募るということについて、町長のそういう考え方についての町長の考えをお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現役公務員ということでございます。今回社会人ということで枠を広げたところでございますが、当然そこの中には公務員の方ということも入ってくるわけになります。ただ、余り公務員という意識はなかったのは、私個人としては事実でございます。公務員の方ですと、今それぞれの役所で働いておられるわけですので、そういった方というのはイメージ的にはなかったのですが、今回高平議員さんからこういうお話があって、そっちだけに特化したものもあるのかなというふうには思いました。

働いてもらえば、即戦力という形で非常に力になるのであろうというふうに思います。また違った役所の経験といたしますか、そういったものもまたいい意味で役に立つ部分があるんでしょうし、そういった形ではあるというふうに思います。

一方で、私町長の立場として申し上げますと、ほかで募集されて行かれたらという、それもあつたわけですね。そうすると、行かれちゃったら困るなというのがありまして、それもあつて例えばご近所の方が来られたらどうなのかなというふうな、これは個人的なつながりの中でありましてけれども、これは公の意見ということではなくて、そういった個人的なものはございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

考え方については、大体同じですよ。募集するということは、募集される可能性も出てくるということも、当然その考え方の中には入ってくるんだろうというふうにも思います。それと、公務員に限ってということについては、その効果については私も認識は一緒です。これが実現できたら、相当の戦力として迎えることができるだろうというふうに思います。

そこで、尋ねをするんですが、町長がご就任されたとき2代にわたって副町長を、当時は助役として県の職員を通算4年間、募集したわけじゃなくてそれは多分依頼をして、おいでいただいたんだろうというふうに思います。そういうことを経験された

町長として、県の職員を招いて何を期待されたのか、お披露いただける範囲で教えていただきたい。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

私がお願いしたときには、当時助役という役柄でございますが、助役さんがおいででなかった経緯がございました。それで、その前段の経緯もいろいろあったところでございます。本来であればプロパーといいますか、職員の方々からというのが普通といいますか、そういう状況ではあったというふうに思いますが、なかなかそういったことの環境がそろわなかったということで、県にお願いした。まあ、県に期待したところもあってということですが、お願いをしました。

県にお願いしたときには、1つは私が全然行政経験がないという状況で町長に就任いたしましたので、ましてや副町長、助役がないということ、課長さんたちは皆さん立派な方がおいででしたけれども、その中で取りまとめという部分について、行政のいろいろ経験のある方、役場からそういう方はちょっと出られる状況ではなかったという形で、そういう方を県からお願いした経緯がございます。2期4年ですか、やっていただいたところでございます。そういった中で、やっぱり県とのつながりといいますか、そういった部分についても当然やってもらえますし、それから広く全体を見る立場でいた方たちですので、そういった広く町全体を見渡すというか、そういった能力といいますかね、あるだろうということをお願いをしたところでございます。

そういったことで、当時はそういった考えでお願いをしたところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

要請をしておいでをいただいて、4年間の期間で一定以上の町に対するご貢献をいただいたというふうに私も理解をしておりますし、そのベースが現在に続いているんだろうというふうにも思っております。高く評価をいたします。

ということで、今回の公務員の採用試験というのも、要するに今述べられたことを実現するために、持っていない、言ってみれば一言で言うと「スキル」というんですか、そういったものを持ち合わせている方を、先ほど担当課長からもお話しあったと思いますが、現在の職員採用の状況を見ると、大和町に限らずこういった事業所であっても期待以上の人数が集まらない状況になっている。要するに人手不足というんですか、そういったことがもう常態化し始めている。それにあわせて、公務員試験なんかも言ってみれば人材の取り合いという側面もあって、なかなか人が集まりづらいというんですか、そういう現状があるんだろうというふうに思います。

そういった中で、職員をそういったほかの自治体の職員だとか、あるいは上位団体というんですか、県とか国の公務員のそれも現役を募集して、この話を私も勉強したときに果たしてそんなことが成り立つのかということが前提でありました。でも、考えを深める間に、これは言ってみれば町としてのベースを改めて考えさせられる一つのテーマだと。要するに、選択をいただく自治体になるための一つの手段だということで、非常に効果もあるというふうに思いました。

そういった観点から、仮にこの公務員枠というものを設けて、現状の大和町の職員募集にそれを照らしたときに、仮に町長は現状でそういう人材が応募してくれるというふうにお考えになりますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
公務員の方でも、もっとスキルの高い仕事をしたいと思っている方とか、「何だか今の職場いやだ」と思っている方とかいろいろおいでだと思いますので、一概にレベルというかやる気のある方というふうに見ていけば、選んでもらえるのではないかと
いうふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）
私も、ぜひそうであってほしいというふうに思っております。しかし課題は、私は

あるのではないかというふうにも思います。それは何かというと、やっぱり先ほどのお話ではないですけども、今現状は言ってみればプロパーというか、もともとの職員さんの中で毎日一生懸命仕事をされている。それも人手不足の中で、毎日大変な思いをされながら仕事をされているというのが現状だと思います。

ですから、ここに1人で二人力、三人力の人が仮に来られれば、それがうまく回れば相当の戦力になるというのは目に見えるわけですが、簡単にそんなになじむかということもありますし、それとそれを迎える体制の中で例えば人事面の現状だとか、あるいは来たときどういう仕事ができるんだというその明確な方向性だとか、町がやっという大命題とか、そういったものが果たして見えているのかということがまず出てくるのではないかというふうに思います。

例えば、一例に挙げました待遇の面からしても、角度の違うところでの議論を何回か議会ともされておるようですが、決して大和町の待遇がほかの自治体に比べて有利な状況であるというふうには見られないわけです。町が情報公開をしているデータからもそれは歴然としていて、例えばラスパイレス指数で今年の4月1日現在だと93.2ポイントという数値で、これは果たしてどういう数値かということ、言ってみれば全国の町村自治体で比較してみると、4ポイント以上低いですね。類似団体の中でも、3ポイントぐらい低いというようなことで、そういった意味で今後そういった課題も克服していかないと、なかなかそういう優秀な人材を集めることにはつながらないのかなど。同じ土俵に上るということでは、他よりよくということではなしにして平均というようなことでも、課題は残っているのではないかというふうに思います。

先ほど申し上げたように、一方で今プロパーの職員の方だけで仕事をしているということも、ちょっとやっぱり言ってみれば現状の仕事に忙殺されてしまっているだけに目が行ってしまうという。採用試験とは言わなくても人事交流だとか、あるいは町長が就任当時なされたような形でも構わないので「外の血」を入れるということも必要であって、それが互いの距離を見定めるということにもつながるのではないかということなんですが、その待遇面とプロパーだけでない職員との交流について、ご意見を伺います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

待遇面、ラ数の話出ましたけれども、大和町は決して高くないのはそのとおりです。これは若い職員が多いとか、あと役職関係の手当について低かった部分がありました。これは、議会の皆様方にご理解をいただいた中で、おかげさまでお認めいただきましたので、それで全て解決したわけではないにしろ、改善のほうに向かってきているのではないかというふうに思っています。

それから、「新しい血」というわけでもないんだろし違った、それは大変いいことだというふうに思っております。来てもらうということも、いろいろ県とか他の団体から来てもらうということはこれはあるわけございまして、そういったことも方法です。

あと、もう一つ今うちのほうから他の団体に行って、そちらで勉強して、そういった違う環境でのやり方といいますか、そういったものを覚えてくるという形で何人か派遣をしたりしておるんですが、そういったこともしながら、やっぱり大和町だけでやるのではなくていろいろな空気といいますか、そういったものの入れかえといいますか、そういったこともやりながら進めていければというふうに思っておりますので、いろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）
改めてお尋ねしますが、いろいろな課題もありますからそんなに簡単なことではないと思いますが、この公務員の募集についてご一考されるお考えはありますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
これは、おっしゃっているのは公務員枠という中でという話ですが、公務員枠、そういった考え方もあろうというふうに思います。それとそういう枠も一つでしょうし、さっきお話しあったほかから来てもらうといいますかね、そういった方法もあろうかと思っておりますので、こちらから行っているところもありますけれども、そういったものをあわせて考えてみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

これは、幾ら「今度募集します」といっても、そういった希望者がなければこれは何ともならない話ですね。これを先駆けてやっているところは、まずその導入のきっかけというのが、大和町もやっておりますけれども職員からの提案を受けての実施ということで、大和町でそういうお話があったか、そういう提案があったかどうか、後で聞かせてください。その自治体では、きっかけはそういうこと。その提案した職員の考え方としては、そこの自治体にどういう形で出向されていた県とか国の職員が、非常にやっぱり自分があこがれるようなスキルを持って、その自治体のまちづくりに大きく貢献している姿を見て、そういう力はプロパーの職員とはまた別の意味で得がたい力だということで、ぜひこういったことをやるべきだということがきっかけだそうであります。

その実績については、応募をしたところ他の自治体、同列の地方自治体、あと県あるいは国家公務員などに応募されたということです。当然、公務員の試験を通過してそれぞれその職にあられるわけですから、基本的なことについては採用試験については一次試験はなしということで、二次試験以降の手續を踏んで正式に採用の手續に向かうということだったそうであります。

そういったことも含めて、大和町では先ほど言ったようにそれを仮に実現しようとする場合に、やっぱり内部体制というかその準備をする、あるいは大和町としての魅力を内外にアピールするというふうなことは最低限必要であって、もう一つ陰にみそがあるんですけども、これの募集を要するに職員採用試験というふうなことで一般の広報を用いての情報伝達というような応募を求めたということではなしに、地方自治体の業界紙に対するアピールというんですか、そういったことで要するにそこを通じることによって全国津々浦々の公務員さんの目や耳にとまるということをされたんだということだそうでございます。ある程度戦略的に進めてきているということではありますが、ぜひそれにチャレンジしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

募集については、先ほどもうしましたとおりいろいろ検討させてもらいたいと思いますが、そういったアピールの仕方として業界紙、確かに記事にして出るとかなり一遍に全国に広がるということですので、あれは載せてもらえれば非常にいい。公務員募集だったら載せてもらえるんでしょうかね、そういうめずらしいといいますかね、そういう話題性のあるものですから。そういったものについては、大いに参考にさせてもらいたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

そろそろまとめますが、先ほど社会人枠をことしから取り入れたというようなことで、社会経験をされた方へある程度の広い窓口を持ったということだそうですが、この公務員枠については公務員経験3年以上、そして35歳までということで募集をされたということだそうでありまして、ちなみにですけれども、直接関係あるかどうかわかりませんが、そのラスパイレス指数は98だそうであります。ですから必ずしも、我々のところよりは高いことは間違いありませんが、かといって極端に高いということでもないという状況でありますので、お調べをいただいてさまざまな観点から社会的に人材不足、あるいは職員の奪い合いというような中で、我々が言ってみれば成長していくためには、現在の職員採用の枠にとらわれない、幅広く有能な人材を求めるといった観点からは大いに期待されるころだと思いますので、研究を進めていただきたいというふうに思いますが、総括のお考えをお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職員の募集につきましては、冒頭お話しあったとおり大変どの町村でも厳しい状況になっております。優秀な人材をというふうに、誰もが思っているところがございますし、そういった人材と一緒にまちづくりをしていくということがございますので、

いい人材に一人でも多く来てもらうという、いろいろな工夫をしていかなければいけない。そういった中で、今回社会人枠というものも設けております。

人ですので、来て働いてみてもらわないとわからない部分があるので、どうしてもその辺については期待値が大きいだけに来る方も大変だろうみたいな私思いがあるんですけども、いずれいろいろな方法で町の魅力といいますかを知ってもらいながら、一緒にまちづくりをしてもらえる人材を集める工夫といったら語弊あるかもしれませんが、いろいろ考えながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

冒頭町長がお話しになったようにこれは表裏のもので、ひょっとするとこれ先駆けてほかの自治体でやられて、抜かされるということもリスクとしてはあるとおっしゃっていましたよね。ですから、そうならないような内部体制と、それと抜かされる前に抜かせというようなことも含めて、ぜひ検討を進めていただくことを提言して、私の一般質問を終結します。

議 長 （馬場久雄君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は、10分間といたします。

午後 3 時 0 1 分 休 憩

午後 3 時 1 1 分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第 5 5 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 5 6 号 大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 5 7 号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 5 8 号 平成 2 9 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 8 「議案第 5 9 号 平成 2 9 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 6 0 号 平成 2 9 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 0 「議案第 6 1 号 平成 2 9 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 1 1 「議案第 6 2 号 平成 2 9 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 1 2 「議案第 6 3 号 平成 2 9 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 1 3 「議案第 6 4 号 平成 2 9 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 1 4 「議案第 6 5 号 平成 2 9 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 1 5 「議案第 6 6 号 平成 2 9 - 3 1 年度大和町町民バス車両購入契約について

日程第 1 6 「議案第 6 7 号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 3、議案第 54 号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 16、議案第 67 号 損害賠償の額を定め、和解することについてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉正義君。

税務課長 （千葉正義君）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書1ページをお願いします。

議案第54号大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の1ページ、議案第54号関係新旧対照表もあわせてをお願いします。

今回の一部改正につきましては、復興産業集積区域への設備投資、雇用の効果等による被災地の復興のため、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、宮城県におきましては復興産業区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正が6月の宮城県議会で可決施行されております。これを受けまして、本町の復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の要件となる対象設備の新設または増設の適用期限について、改正を行うものでございます。

改正文につきましては、第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改めるものでございまして、適用期間を2年間延長するものでございます。

附則でございます。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。経過措置といたしまして、この条例の施行前にされた申請に基づく固定資産税の課税免除申請につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、議案書2ページをお願いいたします。

議案第55号大和町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

あわせて、別冊となっております条例議案説明資料第55号関係をお開きをお願いしたいと思います。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回提案いたします条例の一部改正につきましては、今年6月2日に公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律によりまして、介護保険法の改正が平成29年7月1日に施行されたことによりまして、所要の改

正を行うものでございます。

改正点につきましては、介護保険法第222条第1項の規定の被保険者等に関する調査の調査対象者が改正され、被保険者の資格、保険給付等に関する調査の必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主及びその他その世帯に属する者に対し文書等の提出を求めるとされており、命令に従わず質問等に対して虚偽の答弁をした場合等の過料の規定について、介護保険法第214条第3項の規定が改正されたことに伴いまして、条例の過料の規定が改正されるものでございます。

条例議案説明資料関係の2ページをお願いいたします。

第19条中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯その世帯に属する者」を加えるものでございます。

それでは、議案書2ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第56号大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、主任介護支援専門員に更新制が導入されまして、その定義規定が昨年改正されたところではございましたが、その定義の規定が不明確であったとして再度改正されたものでございます。

これまでの規定では、主任介護支援専門員は「主任介護支援専門員研修を終了した者であって、研修を終了した日から起算して5年を超えない期間ごとに更新研修を終了した者」となっていたものを、省令第140条の66第1号イ(3)の規定におきまして、「研修を終了した日から起算して5年を経過した者にあつては、終了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に更新研修を終了している者」と改正されたものでございます。

それでは、条例議案説明資料3ページをお願いいたします。

第1条中の「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改めるものにつつま

しては、条項の整理をしたものでございます。

第4条第1項第3号中の「（省令第140条の68号第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）」を、「（省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）」に改めるものでございます。

議案書3ページにお戻りをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。また経過措置といたしまして、今回の改正に伴いまして、これまでの5年を超えない期間に更新研修を終了した者を含むものという経過措置をいたしたものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

議案書4ページをお願いいたします。

議案第57号でございます。大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。ご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨としましては、平成30年4月から黒川地域行政事務組合の新焼却施設が稼働することになります。これに当たりまして、一般廃棄物処理手数料の見直しを行うものでございます。

今回見直しの手数料につきましては、主に事業系の一般廃棄物の処理手数料となるものでございまして、新しい施設になることによりまして処理経費が増加する分を考慮した改正を行うものでございます。なお、見直しに当たりましては、黒川地域行政事務組合の処理施設を利用している各町村も改正するものでございまして、手数料の額につきましては近隣市町村と同水準の金額に設定しているものでございます。

それでは、説明資料条例関係の新旧対照表4ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

改正の内容でございます。別表（第14条関係）でございます。新旧対照表でご説明いたします。

一般廃棄物の処理手数料でございまして、旧が「100キログラムまで1,000円」「端数50キログラムごと500円」であったものを、新としまして「100キログラムまで1,500円」「端数50キログラムごとに150円」と改めるものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、4ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございまして、今回の改正に当たりまして周知期間として約6カ月間を予定しているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、続きまして議案書の5ページをお願いしたいと思います。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第2号につきましても、ご準備をお願いしたいと思います。

議案第58号平成29年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億2,479万万円を追加いたしまして、予算額101億7,362万6,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、6ページからの「第1表」となっております。

第2条につきましては、債務負担行為の補正であります。9ページの「第2表」によるものでございます。9ページでご説明させていただきます。お開きをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」の追加でございます。もみじヶ丘保育所調理等業務の契約期間が今年度末で終了いたしますことから、次期次の3年間の委託先を今年度中に決定いたしたく、追加をお願いするものであります。期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。初めに、歳入でございます。

1款1項2目法人につきましても、収入済のうち歳出見合いによる補正でありまして、現年課税分に8,250万6,000円を追加いたすものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金につきましても、平成28年度の介護保険事業に係ります低所得者保険料軽減負担金の精算追加分国庫負担分9,000円を計上いたすものでございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3節電子計算機補助金1,793万3,000円につき

ましては、社会保障税番号制度システム整備費を計上いたすものでございます。2目民生費国庫補助金3節障害者福祉費補助金50万5,000円につきましては、地域包括支援事業費を追加するものであります。4目土木費国庫補助金2節社会資本整備総合交付金につきましては、杜の丘2号公園など都市再生整備計画事業費876万8,000円を追加するものでございます。8目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金93万5,000円につきましては、農林系の放射性物質汚染廃棄物処理事業に係る補助金の計上でございます。

3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金74万6,000円につきましては、国民年金事務のシステム改修に要する委託金の計上でございます。

16款1項2目民生費県負担金5節老人福祉費負担金5,000円につきましては、国庫負担金同様に介護保険事業に係る低所得者保険料軽減の負担金の計上でございます。

4ページでございます。

2項県補助金1目総務費県補助金2節ドクターヘリランデブーポイント環境整備費補助金は、290万4,000円の計上でございます。4目農林水産業費県補助金2節林業費補助金63万8,000円につきましては、森林情報管理システム導入に係る市町村森林所有者情報活用推進事業に係る補助金の計上でございます。

20款1項1目繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金でございまして、今回の追加で全額の計上となります。

歳入につきましては以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、続きまして歳出について説明をさせていただきます。

事項別明細書5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

初めに、各費目に関係いたしております人件費関係の補正でございますが、本年4月の人事異動によりまして各費目におきまして過不足を生じる見込みとなっております。そういったことから、今回補正をするものでございます。なお、各費目の2節、3節、4節の説明については省略をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、6ページになります。

2款1項2目文書広報費から説明させていただきます。8節報償費でございます。昨年度撤去いたしましたシンボルタワーの跡地への新たな町のPR施設の設置に向けまして、現在宮城大学に対しましてPR施設の意匠創作を依頼しているところでございます。複数の意匠案から採用意匠を選考するに当たりまして、町民の皆様で構成いたします選考委員会を設置し、従来のシンボルタワーの機能を引き継ぐ施設にふさわしい意匠案を選考するものでございまして、選考委員の皆様への謝金の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

5目財産管理費のご説明をさせていただきます。15節工事請負費につきましては、南部コミュニティセンターの管理費におきまして公金の取り扱い上、また空調の効果を向上させるために事務室カウンターにアクリル板を設置する工事費として87万2,000円を、普通財産管理費におきまして公共物に設置されております側溝が境界立ち会いの結果隣接の民有地に越境していることが判明いたしましたことから、移設工事費181万5,000円をお願いするものでございます。

17節公有財産購入費につきましては、相続手続に期間を要すると見込まれましたことから、今年度に取得する予定でございました水路敷につきまして思いのほか相続手続が順調に進み、平成28年度昨年度中に取得することができましたことから、計上した分を減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 （三浦伸博君）

続きまして、6目企画費でございます。17節公有財産購入費でございます。鶴巣地区子育て支援住宅用地の用地取得費でございまして、大和町鶴巣北目大崎字塚91番外筆、計2,694.28平方メートルの用地取得費といたしまして、1,546万5,000円をお願いするものでございます。なお、用地取得に伴います物件移転補償費につきましては、

現在補償の算定業務中でありますことから、算定後に必要に応じ所要額のご提案をいたし、ご審議をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、7目電子計算費でございます。13節委託料でございますが、社会保障税番号制度（マイナンバー制度でございますが）に伴いまして発行しておりますマイナンバーカードの記載事項の充実を図りますため、住民基本台帳システム外関連いたします庁内システムの改修を行うための費用の補正をお願いするものでございます。

次に、19節負担金でございます。縣市町村電子申請システムに子育てワンストップサービスを加えるための負担金の追加拠出を要するものでございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。13節委託料でございますが、公用車2台の更新に伴いまして防災無線・防災大和の移設費用の補正をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉正義君。

税務課長 （千葉正義君）

続きまして、2項徴税費でございます。7ページをお願いします。

2項賦課徴収費でございます。まず11節需用費につきましては、平成30年度から導入いたします徴税等のコンビニ収納に当たりまして、コンビニエンスストアと納付書等の様式確認を本年度中に行いますため、その印刷に要する費用をお願いするものでございます。

次に、13節委託料につきましては、所得税の確定申告書について従前は紙ベースで税務署に送達していたものを、電子データにより引き継ぐこととするため、確定申告支援システムの改修に係る費用をお願いするものでございます。

次に、23節償還金利子及び割引料につきましては、個人及び法人町民税、固定資産税等の歳出還付に係る分としまして、還付金851万1,000円の増額補正をお願いするも

のでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。吉岡南第2土地区画整理換地に伴う補正でございます。9節旅費につきましては、土地区画整理換地に係る異動データを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、職員が直接提出するための経費ということで補正をするものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。8ページになりますが、9節旅費でございます。監査委員の研修に係ります費用弁償の増額の補正をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

3款1項1目社会福祉総務費の7節賃金でございます。戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務に係ります事務補助員、及び生活保護相談員に要します賃金をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でありまして、人件費調整に伴う減額補正をお願いするものでございます。

同じく2目老人福祉費の23節につきましては、平成28年度分低所得者利用負担軽減対策事業補助金に係ります償還金でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費等に係ります繰

出金の補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

同じく4目障害者福祉費の13節委託料でございます。第4期障害者基本計画及び第5期障害者福祉計画策定委託料の額の確定に伴います64万8,000円の減額と、平成30年度障害者総合支援法改正に伴います障害福祉サービスシステム改修費用に要します101万1,000円の差し引き分の36万3,000円の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

8ページに戻りまして、町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

済みません、8ページの3目国民年金費になります。9ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、国民年金法に基づく届け出等の電子媒体化に伴うシステムを改修するための補正でございます。

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事業に伴う補正でございます。28節繰出金につきましては、後期高齢特別会計への繰出金でございまして、人件費調整に伴う減額補正でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、3款2項1目児童福祉総務費であります。10ページお願いいたします。

13節委託料でございます。こちらにつきましては、吉岡南第2区画整理事業の換地処分に伴いまして、住居表示変更となる医療費助成受給者の自動抽出該当受給者一覧表の作成、該当受給者証の一括出力を可能とするためのシステム改修に要する業務委託でございます。

次に、4目保育所費の11節需用費は、認可保育所整備事業説明会用のお茶代でございます。

23節償還金利子及び割引料は、平成28年度子ども子育て支援交付金事業費の確定精

査によります国県への補助金の償還金、及び保育所運営費の確定精査によります国県への負担金の償還金であります。

次に、5目児童館費の1節報酬は、宮床児童館整備候補地について宮床児童館運営協議会委員より意見を頂戴するため、委員会開催に係る委員報酬の追加補正をお願いするものであります。

9節旅費は、宮床児童館運営協議会委員の費用弁償であります。

11節需用費は、宮床児童館整備説明会の際のお茶代であります。

13節委託料は、宮床児童館整備実施設計業務の委託料について追加補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

先ほど町民生活課を飛ばしてしまいまして、大変申しわけありませんでした。

11ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の28節繰出金でございます。戸別合併処理浄化槽特別会計への減額補正をお願いするものでございます。よろしく願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして同じ11ページですが、4款2項1目の廃棄物処理費でございます。農林業系汚染廃棄物処理に伴う補正でございまして、汚染廃棄物を試験焼却処理、1日当たり1トンを予定しているんですが、その際に他圏域にその分の家庭用のごみを移動することになってございます。それに係る経費を補正するものでございます。

12節役務費につきましては、家庭ごみの一般廃棄物を他圏域に処理をお願いする際の手数料となるものでございます。

13節委託料につきましては、同じく一般廃棄物を他圏域に運搬するため委託料を補正するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、12ページをお願いいたします。

5款1項2目農業総務費の11節需用費は、公用車の修繕費用の追加補正をお願いするものであります。

次に、3目農業振興費の8節報奨金は、農業経営改善相談チーム員会議に新たに農業士が認定されたことに伴いまして、その農業士が変わることによります報償額の追加補正をお願いするものであります。

次に、4目畜産業費におきましては、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の農林系に係る処理費用についての補正でございます。

11節需用費はコピー代等の消耗品費、13節委託料は放射性物質400ベクレル以下の汚染牧草の堆肥化処理と、8,000ベクレル未満の汚染牧草の試験焼却収集運搬業務の委託料でございまして、合わせて202万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

13ページをお開き願います。

5目農地費の11節需用費は、ため池注意喚起看板200枚の購入費の追加と、28節繰出金は農業集落排水事業特別会計への減額補正をお願いするものであります。

次に、2項1目林業振興費の16節原材料は林道維持管理補修用の砕石代、18節備品購入費は森林情報管理システム導入事業により林地台帳を作成管理するためのパソコンの購入費、19節負担金補助及び交付金は森林山村多面的機能発揮対策事業を実施する活動組織への負担金であり、それぞれの追加補正をお願いするものであります。

14ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費の11節需用費は、大和リサーチパーク立地企業の案内看板修繕と歓迎看板の修繕及び第一仙台北部中核工業団地入口に設置しているモニュメントの修繕費、19節負担金補助及び交付金は店舗取得改修推進事業補助金において6月以降の改修と賃貸3件分の申請予定を見込み、現予算との差額355万円を追加するものと、大和リサーチ西地区に立地しております株式会社コバヤシへの雇用促進奨励金補助金80万円を追加するもので、合わせて489万4,000円の追加補正をお願いするも

のであります。

次に、3目観光費の11節需用費は七ツ森陶芸体験館入口扉の修繕費として28万円の追加補正をお願いするものであります。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）
都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

同じく14ページであります。7款土木費であります。

1項1目土木総務費の11節需用費につきましては、来年1月に役場住所が変わります。それにあわせ、各種住所スタンプ等の購入に要します経費を、13節委託料につきましては、吉田字板川地内における国土調査の訂正のための測量業務に要する経費をお願いするものであります。

15ページをお願いします。

2項1目道路維持費であります。町道の維持管理及び除融雪業務に要する経費であります。

7節賃金につきましては、除草作業及び除雪補助員の人夫賃であります。

11節需用費につきましては、融雪剤小分け袋、除融雪に関連します事務用品の消耗品費、除融雪作業へのご理解とご協力のお願いと除融雪作業優先路線網図両面のチラシ印刷の印刷製本費、及び除雪作業時における危険回避のためマンホール部分などのすりつけを行う修繕費であります。

13節委託料につきましては、除融雪業務の過去5カ年平均の実績見合いの委託料のほか、防雪柵の設置撤去業務をお願いするものであります。なお、当初予算時に本年度4月以降に除融雪作業が発生することとし、予算をいただいております。本年度4月以降には降雪がありませんでしたので、5カ年平均実績より当初予算290万円を差し引いた金額となっております。

15節工事請負費につきましては、町道台ヶ森線の舗装修繕を行おうとするものであります。補修作業・穴埋め等の作業を行っておりますが、穴埋めでは対処できないほどの部分が環境管理センター入口を含み北側に3カ所ほどあります。総延長で500メートル、幅員5.5から6メートルでございます。今回の舗装修繕については、現在の舗装をはぎ取り局部的に悪い部分についてはセメント混合を施し、碎石補充を行い舗

装を行うものであります。

16節原材料につきましては、舗装の穴埋めを行う砕石・アスファルトのほか、坂道や日影、スリップしそうな場所に設置しております融雪箱の融雪剤の原材料費であります。

続きまして、2項2目道路新設改良費であります。7節賃金につきましては、事務補助員をお願いするものであります。国土交通省・宮城県の事業であります。吉田川床上浸水対策特別緊急事業をそれぞれ行っていただいております。本事業のスムーズな実施と計画期間内での完了のため、町としての対応もあるものと想定しております。そのことにより、現場や打ち合わせなどの機会が多くなるものと思っておりますので、窓口業務について支援をお願いするものであります。

16ページであります。

続きまして、4項都市計画費1目都市計画総務費であります。13節委託料につきましては、落合地区の子育て支援事業推進に向け県と協議を重ねてまいりましたところ、今般都市計画法に基づく地区計画の指定による区域の設定方法が示されたことから、その指定に係る法定図書の作成業務に要する委託料であります。

続きまして、下水道費であります。28節繰出金については、下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、4項3目公園費であります。11節需用費修繕費につきましては、本年度遊具点検において修繕を必要とします杜の丘1号公園の複合遊具支柱及びキャップ修繕、杜の丘4号の同じく複合遊具のチューブスライダーの終点部の交換修繕、東下蔵公園のパーゴラ撤去を行うもの、吉岡南せせらぎ水路についてはポンプ不良によりポンプ交換について当初予算におきましてご承認をいただき、本年度ポンプ交換をおこなったものですが、予定水量が送れない状況であり調査したところ、ポンプの西側配管部にバルブがございます。そのバルブが経年劣化による腐食が進み、開閉調査ができない状況となっております。今回、そのバルブ交換と配管の清掃を行おうとするものでございます。

13節委託料につきましては、公園管理に係るものとしましてみじヶ丘1丁目であります南側の造成緑地として整備しましたみじヶ丘1号緑地であります。地区から緑地内の松が枯れているとの通報があり現地を確認したところ、松くい虫によるものと思われ、その被害木の伐採処理の業務を行うものであります。

同じく公園整備に係る委託料であります。都市再生整備事業によりみじヶ丘歩道橋の補修設計を行うもの、15節工事請負費につきましても同じく都市再生整備

事業により杜の丘2号公園の整備を行おうとするものであります。公園整備に係る13節委託料、15節工事請負費につきましては、国庫補助事業であります都市再生整備事業の委託料と工事請負費の一部組みかえと国費内示見合いに伴います増額補正により事業の進捗を図ろうとするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

次に、17ページをお願いいたします。

8款1項3目消防施設費でございます。18節備品購入費でございますが、消防団に配備をいたしております小型動力ポンプ付軽積載車2台でございますが、車載型無線機の整備をする費用の補正をお願いするものでございます。

次に、5目災害対策費でございます。15節工事請負費でございますが、町内に8カ所ございますドクターヘリ臨時離発着所、ランデブーポイントでございますが、そちらに施設利用者に対します離発着に関する注意喚起を行うため、案内看板の設置を行う費用の補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、9款1項2目事務局費についてご説明申し上げます。事務局費は、主に人事異動によります人件費の調整の補正ですが、3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては人事異動の調整で8万4,000円を減額し、土曜学習まほろば塾事業と志まなび塾事業の時間外勤務手当として18万3,000円の増額をお願いし、差し引き9万9,000円の補正をお願いするものでございます。

2項3目施設整備費の15節工事請負費につきましては、吉岡小学校電話交換設備改修工事のため補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

18ページをお願いいたします。

4項2目公民館費でございます。19節負担金、補助金及び交付金の27万2,000円ですが、宮城県青年文化祭において合唱の部で最優秀賞を受賞して、11月10日から3泊4日で東京で開催される全国大会に選手4名が参加します。その旅費の一部3分の2を補助するものでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

それでは、19ページをお開き願います。

10款3項2目農林施設災害復旧費の15節工事請負費は、平成27年9月の台風18号豪雨災害で被災した宮床山田地区の水路災害復旧工事費の追加をお願いするものであります。当該地区は、復旧延長17メートルをブロック積工法で復旧するため、国の災害復旧事業の査定を受け、平成27年度明許繰越予算で平成28年度内の発注に努めましたが、入札不調により平成28年度内の契約に至らなかったため、復旧工法をブロック積工からカルバート工に変更し、今年度予算において復旧工事を行うものであります。なおこの工事は、国の設計変更の承認申請を今後行いまして、精算額において今年度国費の歳入補正の措置を行う予定としております。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、特別会計に移ります。議案書10ページをお願いいたします。

議案第59号でございます。平成29年度大和町国民健康保険勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定

めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,591万7,000円を追加し、歳入支出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,852万6,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表」によるものでございます。

事項別明細書の27ページをお願いいたします。歳入でございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては職員人件費等の繰入金でございまして減額をするものでございます。

10款1項2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までは職員の人件費の調整を行うものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の実績見込みにより増額をするものでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者納付金の実績見込み等により増額するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

議案第60号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,746万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,957万6,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の33ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項2目地域支援事業支援交付金の2節につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの平成28年度地域支援事業交付金の精算金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の2節につきましては、人事異動に伴います職員給与等の繰入金でございます。5節は、平成28年度低所得者保険料の軽減に係ります町分の繰入金でございます。

8款1項1目繰越金につきましては、歳出予算見合い分を繰越金で充てるものでございます。

34ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節・3節・4節につきましては人件費の調整、13節委託料につきましては介護報酬の改定等介護保険制度改正に伴いますシステム改修に要する費用でございます。

2款3項2目の介護予防サービス計画給付等費の19節につきましては、介護予防サービス計画給付費に係ります負担金の減額補正をお願いするものでございます。

3款1項1目第1号保険者還付加算金の23節につきましては、過年度分に係ります介護保険料の還付金をお願いするものでございます。

35ページをお願いいたします。

3款1項2目償還金の23節につきましては、平成28年度介護給付費負担金の精算に係ります国県社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。あわせて、平成28年度地域支援事業交付金の精算に係ります国県への償還金の補正をお願いするものでございます。

4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費の19節につきましては、介護予防ケアマネジメント事業に要します負担金の補正をお願いするものでございます。

4款3項3目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節につきましては、人事異動に伴います人件費の調整によります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案61号でございます。平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,580万2,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表」によるものでございます。

事項別明細書の40ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございますが、2節から4節ということで職員人件費についての減額をするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第62号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算でございます。

平成29年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,822万円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書45ページをお願いいたします。歳入でございます。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金でございます。人件費の調整に伴う増額の補正でございます。

5 款繰越金でございます。5 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰り越しの補正計上でございます。

46 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費でございます。2 節給料・3 節職員手当と 4 節共済費でございますが、いずれも人件費の調整によるものでございます。

15 節工事請負費でございます。舞野地区の污水管修繕に要します経費 1,139 万 4,000 円と、杜の丘ポンプ場の污水ポンプ 3 基中 1 基の分解整備に要します経費 129 万 6,000 円の補正をお願いするものでございます。

1 款 2 項 1 目建設費 2 節給料・3 節職員手当等・4 節共済費、いずれも人件費の調整に伴う増額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いします。

議案第 63 号 平成 29 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

平成 29 年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 365 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,039 万 9,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書 51 ページをお願いします。歳入でございます。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴う減額補正となるものでございます。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費でございますが、2 節給料、3 節職員手当と 4 節共済費いずれも人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書の 21 ページをお願いいたします。

議案第 64 号 平成 29 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算でございます。

平成 29 年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところに

よるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,092万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書56ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴う減額補正となるものでございます。

歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項合併処理浄化槽管理費1目一般管理費で、4節共済費は人件費の調整によるものでございます。

2項合併処理浄化槽建設費1目合併処理浄化槽建設費で、2節給料、3節職員手当と4節共済費いずれも人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第65号でございます。平成29年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条総則でございます。

平成29年度大和町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的支出でございます。

平成29年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用に452万8,000円を追加いたしまして、合計を9億3,719万4,000円とし、第1項営業費用にも同額を追加し、合計9億1,532万2,000円とするものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。（1）職員給与費について4,491万1,000円とするものでございます。

事項別明細書61ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1款水道事業費用でございます。1項営業費用1目上排

水費でございます。節でございますが、給料、手当、法定福利費につきましては人件費の調整によるものでございます。消耗品につきましては、平成30年4月から予定をしておりますコンビニ納付に当たりまして、事前に納付書の印刷状況の確認等を行うために、プリンター等の備品を準備しておくものでございます。委託料につきましては、上記のコンビニ納付に当たりまして、事前準備に係る業務委託に要する経費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長（三浦伸博君）

それでは、議案書24ページをお願いいたします。

平成29年度から平成31年度大和町町民バス車両購入契約についてでございます。

上記事業につきまして、次のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

初めに、契約の目的でございます。平成29年度から平成31年度大和町町民バス車両購入でございます。2といたしまして、契約の方法でございます。一般競争入札により物品売買契約でございます。3といたしまして、契約の金額でございます。1,884万6,000円でございます。うち消費税に係ります金額につきましては139万6,000円でございます。4といたしまして、契約の相手方でございます。仙台市宮城野区扇町1丁目7番36号宮城日野自動車株式会社でございます。5の納入期限につきましては、平成32年3月9日でございます。

内容につきましては、恐れ入りますが議案説明資料議案第66号関係をお願いいたします。

初めに、入札の状況でございます。まず、入札参加条件でございます。（1）といたしまして、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。（2）といたしましては、平成29年度・平成30年度の大和町入札参加資格「物品・役務」の承認を受けた者であること。（3）といたしまして、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受け、入札公告期間中に指名停止処分を受けている期間でないこと。

（4）といたしましては、宮城県内に本社または営業所等を有すること。営業所等の場合には、本社から委任を受け、大和町入札参加資格者として登録してあることでご

ざいます。

次に、入札の方法でございませう。(1)といたしましては、ダイレクト型の一般競争入札とするものでございませう。(2)といたしまして、入札書は郵便(一般書留・簡易書留)による送付、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすること。なお、指定の期日に間に合わなかった者は、失格となるものでございませう。

(3)といたしまして、この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するものでございませう。

続きまして、3の入札参加者でございませう。宮城日野自動車株式会社1社の参加者でございませう。

次に、4の入札の結果でございませう。(1)平成29年度から平成31年度大和町町民バス車両購入入札調書でございませう。入札の執行につきましては平成29年8月3日でございまして、宮城日野自動車株式会社が税抜きで1,745万円の応札額でございませう。予定価格につきましては、税抜き1,745万円でございませう。なお、低入札調査基準価格につきましては、税抜きで1,134万2,000円でございませう。

次に、(2)でございませう。この入札の結果、応札者は1社でありましたが、予定価格と同額であり、また低入札調査基準価格を上回った応札額となりましたことから、落札といたしまして、平成29年8月9日宮城日野自動車株式会社と仮契約の締結をしてございませう。

2ページをお願いいたします。

契約の内容でございませう。売買代金額1,884万6,000円でございませう。消費税を除きました金額につきましては、1,745万円でございませう。契約の相手方につきましては、仙台市宮城野区扇町1丁目7番36号宮城日野自動車株式会社でございませう。

続きまして、事業の概要でございませう。納入場所につきましては、大和町吉岡字西楡木1番地の1でございませう。

2の納入期限につきましては、平成32年3月9日でございませう。

次に、3の購入概要でございませう。(1)といたしまして、車両規格等でございませう。小型路線ノンステップバス(ロングボディー・2ドアタイプ)でございませう。

(2)の乗車定員でございませう。立席を含みまして36人でございませう。座席11人・立席24人・乗務員1人となっております。(3)のエンジン等でございませう。ディーゼルエンジン(5速オートマチック)となっております。(4)のその他の仕様でございませうが、車高調整装置、降車合図装置、寒冷地仕様、車内放送装置、ドライブレコーダー、運行記録計となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

議案第67号でございます。議案書25ページをお願い申し上げます。

損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成29年7月15日、仙台市青葉区上杉6丁目8番6号地先で発生しました交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1相手方でございます。記載のとおりでございます。2事故の概要でございます。大和町の職員の運転する公用車が、平成29年7月15日午後5時30分ごろ、仙台市青葉区上杉6丁目、仙台市市道上におきまして南方向に走行中、反対車線に停車中の自動車の陰から相手方の運転するバイクが飛び出し、衝突を避けようと急ブレーキをかけたものの間に合わず、公用車の前方部分と相手方の乗用するバイクが出会い頭に衝突したものでございます。

損害は、公用車のフロントバンパーの破損、ナンバープレートのゆがみ、ボンネット部分に数カ所の傷、相手方のバイクはハンドル、ナンバープレート、その他ミラーやかごにゆがみを生じたものでございます。

3損害賠償額でございます。大和町と相手方は、過失割合を大和町が10%、相手方が90%とし、大和町は相手方に対し相手方の車両の損害額1万6,900円に過失割合の10%を乗じて得た額の1,690円を支払うものとし、相手方は大和町に対し大和町の車両の損害額45万500円に過失割合の90%を乗じて得た額40万5,450円を大和町に支払うものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は、7日の午前10時です。

大変お疲れさまでございました。

午後4時21分 延 会